

あま市人権尊重のまちづくり行動計画
(改訂版) 素案

平成●●年●月

あま市

目次

第1章 計画策定の背景と経緯

1 人権とは	1
2 世界の動き	2
3 国内の動き	4
4 あま市の動き	7

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的と位置づけ	8
2 計画の基本理念	9
3 計画の基本目標	10
4 計画の体系	12
5 計画の実施期間	13

第3章 重点的に取り組む人権施策の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	14
2 学校等における人権教育・啓発の推進	18
3 職場における人権教育・啓発の推進	23
4 人権擁護の推進	27

第4章 重要課題と取組の方向性

1 女性	30
2 子ども	35
3 高齢者	39
4 障がいのある人	44
5 同和問題	49
6 外国人	53
7 HIV感染者・ハンセン病患者等	56
8 性的マイノリティ	59
9 インターネットによる人権侵害	61
10 様々な人権問題	64

第5章 計画の推進

1 基本姿勢	65
2 推進体制	65
3 計画の進行管理	65



計画策定の背景と経緯

1 人権とは

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

歴史的に見ても、人権は国家権力の濫用から国民の権利を守るために形成され、具体的には憲法をはじめとする法として成文化されています。その意味で、憲法上の人権とは、国家権力に対して主張しうる権利であるといえます。そして、対国家的権利としての憲法上の人権を尊重する義務を負うのは、国家権力を行使する政府機関や公務員の側にあります。このようなことから公務員など権力を行使する立場にある者は高度な人権感覚が求められます。また、近年では、マスメディアや大企業、その他の各種団体が個人の権利を侵害する事例や私人間相互において差別や虐待といった形で起こる人権侵害などが、深刻化しています。

誰もが幸福に生きていく社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

2 世界の動き

(1) 人権に関する国際的な動き ●●●●●●●●●●

昭和 23 年（1948 年）、国連の第 3 回総会において、「世界人権宣言」を採択して以来、人権に関する数多くの国際規範を採択するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われていることから、平成 6 年（1994 年）の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間に「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど世界的な規模で活動が展開されてきました。

「人権教育のための国連 10 年」は、平成 16 年（2004 年）12 月末で終了を迎えましたが、国連は、平成 16 年（2004 年）12 月の総会で、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」の開始を採択し、第 1 段階として「初等・中等教育制度」に焦点を当てた取組、第 2 段階として「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置いた取組を経てきました。さらに、平成 27 年（2015 年）から平成 31 年（2019 年）までを第 3 段階として、最初の 2 つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いた取組が進められています。

このほか、国連では平成 15 年（2003 年）から平成 24 年（2012 年）までを「国連識字の 10 年」として取り組むほか、持続可能な共生社会を作っていくために、平成 17 年（2005 年）から平成 26 年（2014 年）までを「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」として、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、様々な課題に向きあい解決していく力を育むための取組を各地で進めることとしました。「世界中の人々や将来の世代までもが安心して暮らせる社会」を実現するために、地球温暖化や酸性雨などの「環境問題」、人権侵害や異文化間の衝突などの「社会的問題」、貧富格差をはじめとする「経済的な問題」等の解決が不可欠であるとされています。これらの問題の解決には民族や国境の壁を乗り越え、人々が互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要とわられています。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取組として、「国際 10 年」や「国際年」といった取組、12 月 10 日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。また、開発や安全保障と並んで人権を重要分野の一つとして取り上げており、平成 18 年（2006 年）6 月に、人権委員会を一つの委員会から理事会に格上げし、人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告や、大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告など、人権に関する取組の充実を図っています。

さらに、平成 20 年（2008 年）12 月には、「世界人権宣言」の 60 周年を記念して、「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」を採択しました。平成 23 年（2011 年）12 月の国連総会において、すべてのステークホルダー（利害関係者）による協同の取組を通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取組を強化すべきという強力なメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

人権に関する国際的な動向	
昭和23年（1948年）	「世界人権宣言」国連採択
昭和40年（1965年）	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）国連採択
昭和41年（1966年）	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」国連採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」国連採択
昭和54年（1979年）	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）国連採択
平成元年（1989年）	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」国連採択
平成7年（1995年） ～16年（2004年）	「人権教育のための国連10年」
平成16年（2004年）	「人権教育のための世界計画」国連採択 取組内容 ① 「初等・中等教育制度」に焦点を当てた取組 ② 「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置いた取組 ③ 2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いた取組
平成22年（2010年）	「人権教育のための世界計画」第2段階に移行
平成23年（2011年）	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択
平成27年（2015年）	「人権教育のための世界計画」第3段階に移行

3 国内の動き

(1) 人権に関する国の取組 ●●●●●●●●●●

日本国内においては、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

我が国の固有の人権問題である同和問題については、昭和 40 年（1965 年）8 月に出された国の同和对策審議会答申では「憲法に保障された基本的人権に係る課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である」とされており、その後、教育の機会均等を保障することやあらゆる差別をなくすための教育が進められ、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通して様々な人権問題の解決を目指す活動へと広がっていきました。また、一方、女性や障がいのある人などの多様性（ダイバーシティ）に対する人権問題について、国際的な動きと連動して男女共同参画社会の実現やバリアフリーに向けた取組などが行われてきました。

しかし、国内の人権に関する取組は十分とはいえず、国連などの関係機関から、人権に関わる懸念事項について勧告を受ける中、平成 9 年（1997 年）7 月に、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」が策定され、人権教育の取組が進められてきました。

また、「人権擁護施策推進法」が平成 9 年（1997 年）3 月に施行され、同法による人権擁護推進審議会からの答申が出されています。その後、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が平成 12 年（2000 年）12 月に施行され、人権教育・啓発の理念、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした基本計画の策定や年次報告等の内容が盛り込まれました。

この法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が、平成 14 年（2002 年）3 月に策定され、この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、平成 20 年（2008 年）3 月までに 3 次にわたって「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。また、平成 23 年（2011 年）4 月には、基本計画に、「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。

一方で、人権擁護及び救済については、人権擁護推進審議会から、平成13年（2001年）に「人権救済制度の在り方について」、「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出され、答申に基づき、平成14年（2002年）3月に「人権擁護法案」が国会に提出されましたが、数次の国会審議を経て、平成15年（2003年）10月で廃案となっています。

近年では、平成17年（2005年）12月「犯罪被害者等基本法」、平成18年（2006年）4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成21年（2009年）4月「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、平成24年（2012年）10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

また、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）など、様々な人権問題にかかわる新しい制度や枠組の整備が進んでいます。

人権に関する国の動向

平成9年（1997年）3月 7月	「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」策定
平成12年（2000年）12月	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
平成14年（2002年）3月	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
平成16年（2004年）7月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
平成17年（2005年）12月	「犯罪被害者等基本法」施行
平成18年（2006年）4月	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
平成20年（2008年）3月	「人権教育の指導方法等の在り方について」とりまとめ
平成21年（2009年）4月 4月	「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
平成23年（2011年）4月	「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項を基本計画に追加
平成24年（2012年）10月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行
平成25年（2013年）9月	「いじめ防止対策推進法」施行
平成26年（2014年）1月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」施行
平成28年（2016年）4月 6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行

(2) 人権に関する愛知県の取組 ●●●●●●●●●●

平成7年(1995年)12月県議会において「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択されました。これを受け、県では、人権問題の解消のためには、行政をはじめ県民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、粘り強く努力していくことが必要であるとの認識から、平成9年(1997年)12月5日に「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を自治体として全国に先駆けて行いました。

平成11年(1999年)10月に、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、知事を本部長とする「愛知県人権施策推進本部」を設置しました。平成13年(2001年)2月には「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定し、人権尊重の視点に立った行政を進め、さらに、人権が一層尊重される社会を実現するため、平成26年(2014年)3月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画(改定版)」を策定し、この行動計画に基づき各部局が連携して人権教育・啓発を進めています。

人権に関する愛知県の動向	
平成7年(1995年)12月	「あらゆる差別の撤廃に関する請願」採択
平成9年(1997年)12月	「人権尊重の愛知県を目指して」宣言
平成11年(1999年)10月	「愛知県人権施策推進本部」設置
平成13年(2001年)2月	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」策定
平成26年(2014年)3月	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画(改定版)」策定
平成27年(2015年)12月	「愛知県障害者差別解消推進条例」施行
平成28年(2016年)10月	「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例」施行

4 あま市の動き

本市は、平成 22 年（2010 年）3 月 22 日に七宝町、美和町、甚目寺町の 3 町が合併して新たに誕生しました。旧甚目寺町においては、平成 11 年（1999 年）5 月 3 日に「人権尊重の町」の宣言を行いました。また、平成 13 年（2001 年）には平成 12 年（2000 年）12 月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に呼応する形で、「甚目寺町人権施策推進本部」を設置し、平成 16 年（2004 年）3 月に「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」を策定し、人権に関する様々な施策に取り組んできました。

合併後、平成 22 年（2010 年）3 月には「あま市人権施策推進本部」を設置し、平成 23 年（2011 年）1 月に実施した「人権に関する市民意識調査」及び同年 12 月に県内で初めて制定した「あま市人権尊重のまちづくり条例」を踏まえ、平成 24 年（2012 年）3 月に「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定しました。平成 28 年（2016 年）に「人権に関する市民意識調査」を実施し、この結果や庁内ワーキングによる意見等を取り入れ、「あま市人権施策推進審議会」での審議を踏まえ、平成〇〇年（〇〇〇〇年）に「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）」を策定しました。

人権に関するあま市の動向	
平成11年（1999年）5月3日	「人権尊重の町」宣言（甚目寺町）
平成13年（2001年）11月	「甚目寺町人権施策推進本部」設置
平成15年（2003年）1月	「人権に関する町民意識調査」実施（甚目寺町）
平成16年（2004年）3月	「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」策定
平成22年（2010年）1月 3月	「人権に関する町民意識調査」実施（甚目寺町） 七宝町、美和町、甚目寺町の3町合併によりあま市が誕生 「あま市人権施策推進本部」設置
平成23年（2011年）1月 4月 6月～7月 12月	「人権に関する市民意識調査」実施 「あま市人権施策推進懇話会」設置 人権尊重のまちづくり市民ワークショップ実施 「あま市人権尊重のまちづくり条例」制定、施行
平成24年（2012年）1月 3月	「あま市人権施策推進審議会」設置 「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」策定
平成28年（2016年）3月	「人権に関する市民意識調査」実施
平成 年（ 年） 月	「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）」策定

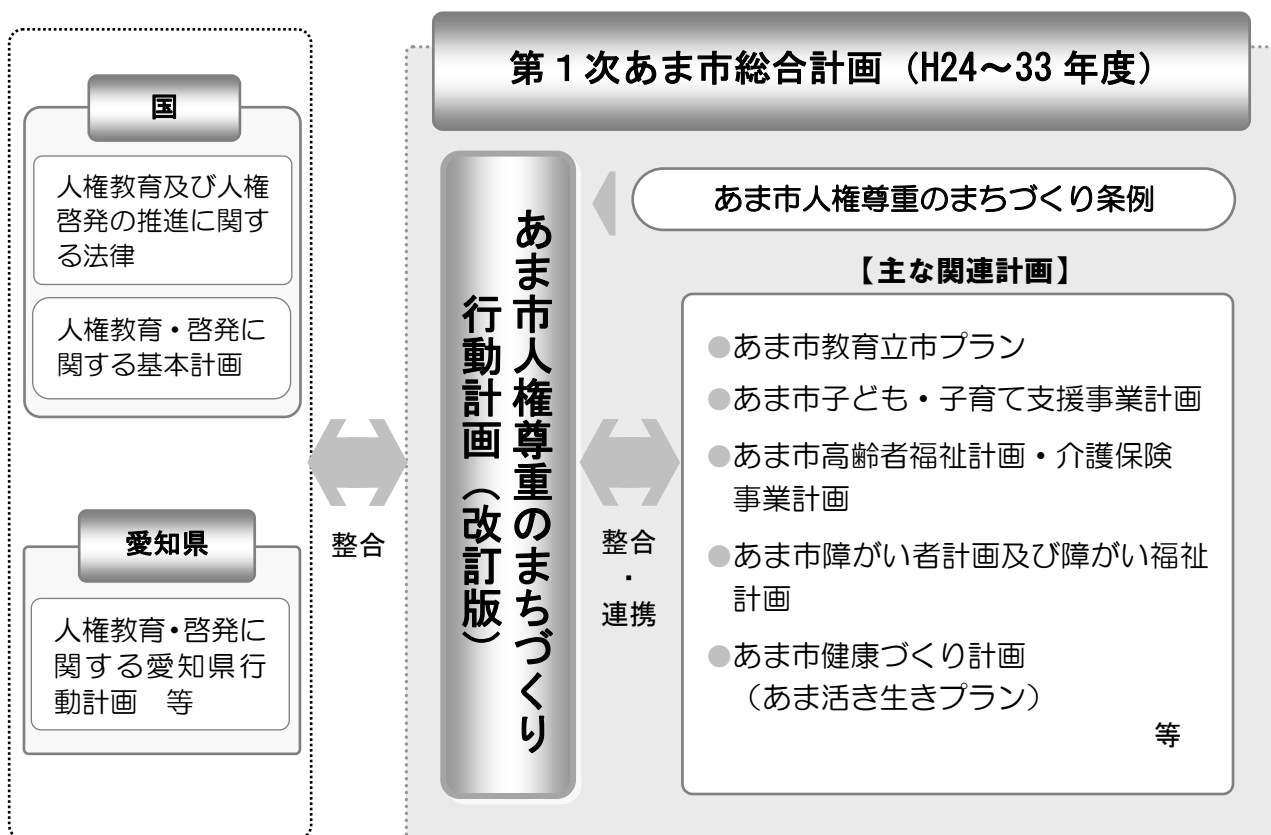


第2章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条の規定に基づき策定するものであり、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、第1次あま市総合計画のもと、他の関連計画と整合を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。



2 計画の基本理念

私たち一人ひとりの人権は、すべての人に平等に保障されていますが、自分の人権を主張するだけでは他の人の権利を侵害することもあります。

人は社会の中で、多くの人々とのつながりや相互依存によって生きており、すべての人々が平和で豊かな社会生活を送るためには、市民一人ひとりがお互いの違いを認め合い、思いやり、共に助けあうことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが、人権を大切にできる豊かな感性を身につけ、思いやりにあふれた高い人権意識を持って行動していくことが大切です。

このように、一人ひとりが互いの人権を尊重することで、暮らしの中で喜びと生きがいを実感できる社会が実現されると考えます。

本市では「第1次あま市総合計画」において、「お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる」ことを目指しており、こうしたことを踏まえ、本計画では以下のとおり、「いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指します。」を基本理念に掲げ施策を推進します。

【基本理念】

**いつでもどこでも人権が大切にされ、
誰もが喜びと生きがいを感じられる、
信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた
人権尊重のまちづくりを目指します。**

3 計画の基本目標

基本理念を実現するため、6つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

①自尊感情を持って生きる

自尊感情とは、自分がかげがえのない大切な存在であるという気持ちのことです。市民一人ひとりが、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして考え、誇りと自信を持っていきいきと生活できる社会が求められています。自分自身を尊ぶ精神を持つことではじめて、他の人も自分と同様に大切な存在であるということを理解することが可能となります。

誰もが多様な人生の可能性の中から、自分に最もふさわしい生き方を主体的に選択し、自分らしく生きるとともに、地域の中で自立して生活できる社会を目指します。

②一人ひとりの人権を尊重する

人権の尊重とは、市民一人ひとりが多様な価値観や考え方に基づいて生活しているという現実の中で、お互いがそれぞれの生き方や個性を認め合っていくことです。

市民一人ひとりが自立した存在として尊厳が保たれ、個人の自由が確保された平等社会の中で個性と能力が十分発揮できる、偏見や差別のない地域づくりを推進します。

③人権感覚を醸成する

お互いの人権を認め合う社会をつくるためには、市民一人ひとりが人権問題への理解を深め、相手の人権についての鋭敏な感性を身につけていくことが大切です。そのため、家庭、地域、学校、職場など、様々な場を通じて、研修、普及、広報、情報提供など、多様な学習機会の提供の充実を図ることが重要です。

こうした取組を通じ、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、日常の暮らしの中に人権尊重の意識が定着していくよう、人権感覚の醸成を目指します。

④みんなの協働による取組

市民一人ひとりの人権を擁護するためには、市民一人ひとりが人権意識を高めるとともに、啓発活動から相談・支援まで、行政をはじめとして、人権擁護委員、民生委員・児童委員、学校、幼稚園・保育園、児童相談所、警察、各種相談機関や人権に関する問題に取り組む各種関係団体等が、互いに連携を強化していくことが重要です。

あらゆる人権問題は、すべての市民が協力して取り組むべき課題であるとの認識に立って、市民、事業所、行政の協働による人権尊重のまちづくりを推進します。

⑤物理的・心理的なバリアフリー※を目指す

子どもから高齢者まで、また障がいの有無や性別にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域で、安全で安心して社会生活を送ることのできるよう、建物、道路などの物理的障壁、偏見や差別などの心理的障壁などあらゆる障壁を取り除き、バリアフリーのまちを目指します。

⑥共生社会を目指す

様々な人の存在を前提として、お互いの異なる考え方や生き方を認め合うことが人権尊重の基本です。地域の現状や課題を把握した上で、何を優先させるのかを市民の皆様との参画で選択していかなければなりません。市民と共に知恵を出し合い、それぞれが持つ文化や価値観、個性の違いを認め合い、多様性を尊重しながら、共に生きていくことのできる社会が求められています。

お互いがそれぞれの価値観・個性を尊重する人権意識の高いまちを共に目指します。

※バリアフリー・・・高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が社会生活を営むうえでの障壁（バリア）を除去することを意味します。「バリア」には、施設面などにおける「物理的なバリア」、心や意識の中にある「心理的なバリア」、「情報面におけるバリア」、社会のしくみなどの「制度的なバリア」の4つの領域があるとされています。こうした意味において、バリアフリーは、「ハード」（物理的な面）と「ソフト」（心理・情報・制度面）の両面から取り組むべき社会全体の問題と言えます。

4 計画の体系

あらゆる偏見や差別を解消し、市民、事業所、行政が一体となり、いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指し、6つの基本目標をもとに、重点的に取り組む人権施策の推進と、個々の重要課題への取組を展開します。

【基本理念】

いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指します。

《基本目標》

- ① 自尊感情を持って生きる
- ② 一人ひとりの人権を尊重する
- ③ 人権感覚を醸成する
- ④ みんなの協働による取組
- ⑤ 物理的・心理的なバリアフリーを目指す
- ⑥ 共生社会を目指す

《取組》

重点的に取り組む人権施策の推進

- 1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進
- 2 学校等における人権教育・啓発の推進
- 3 職場における人権教育・啓発の推進
- 4 人権擁護の推進

重要課題と取組の方向性

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がいのある人
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 HIV感染者・ハンセン病患者等
- 8 性的マイノリティ
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 様々な人権問題

5 計画の実施期間

この計画は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 10 年間であり、平成 28 年度に中間見直しを図り改訂版を策定しました。

図 計画期間

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
あま市人権尊重のまちづくり行動計画				あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）					
				見直し					



第 3 章

重点的に取り組む人権施策の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

○ 現状と課題

生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で、社会の基礎的単位である家庭や、最も身近な社会集団である地域は、重要な役割を持っています。同時に、生活の基点である家庭や地域の中であって、一人ひとりの人権が守られることは、人権を尊重するまちづくりの基礎といえます。

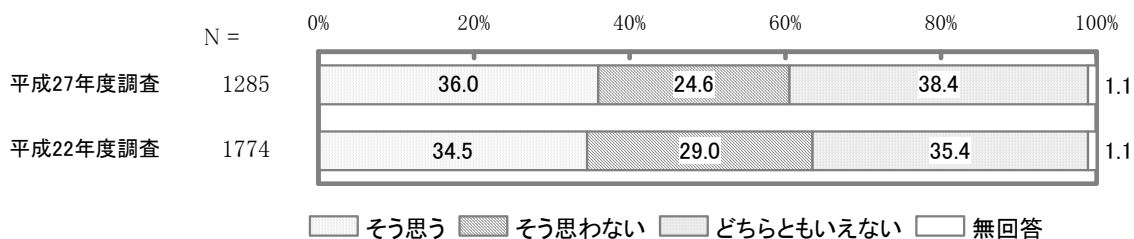
平成 27 年度人権に関する市民意識調査では、「国民（市民）一人ひとりの人権意識は、10 年前に比べて高くなっていると思いますか」で、「そう思う」と感じている人は 36.0%である一方、「どちらともいえない」の割合が 38.4%となっています。また「そう思わない」と感じる人は 24.6%と減少していますが、平成 22 年度市民意識調査と比較すると、大きな差異はみられません。

こうした現状から、今後も、啓発イベントや勉強会などの充実とともに、情報の周知の徹底を図り、家庭と地域における人権意識の更なる向上と、立場の弱い人を地域で受け入れ、支えあえる地域づくりを推進していくことが必要です。

また、子どもの意見や主体性を尊重する意識を高めるとともに、虐待などの子どもの人権侵害の未然防止と早期発見・早期対応の体制整備を進めていくことが必要です。

【調査結果】

国民（市民）一人ひとりの人権意識は、10 年前に比べて高くなっていると思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（平成 27 年度）

○ 取組の方向性

(1) 家庭における人権教育・啓発の推進

家族がふれあい、豊かな心を育む温かい家庭をつくる家庭教育の充実を図るため、様々な場面において、保護者を対象とした啓発活動や人権尊重に対する理解を深めるための支援・啓発を推進します。

また、子どもと保護者が地域で孤立しないように、関係機関と連携しながら、身近な人に気軽に相談できるよう支援に努めます。

① 家庭における教育力を高めるための支援を行います。

- 家庭における教育力を高めるために、子育て教室等の充実を図るとともに、子育てサロンや父親の育児参加の促進を図ります。
- 家庭における男女共同参画を進めるために、講演会や研修会などの学習機会や情報の提供を行います。
- 子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援する仕組みの充実を図ります。
- 保護者への人権教育・啓発を推進します。

[主な担当課] 人権推進課、子育て支援課、生涯学習課、学校教育課

② 家族がふれあい、豊かな心を育む機会を充実します。

- 家族がふれあい、豊かな心を育む家庭づくりのために、「家庭の日」の周知・啓発を図ります。
- 児童の健全育成の拠点施設である児童館を子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、親子がふれあう機会を充実します。
- 家族が絆を深め、地域住民との連帯感を醸成するため、町内会行事やスポーツ大会、夏まつり等の参加を啓発します。

[主な担当課] 子育て支援課、生涯学習課、企画政策課

③ 子育て・介護などを行う家庭への相談事業を充実します。

- すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て相談の充実を図ります。
- 子育てに不安や悩みを抱える保護者等への家庭訪問の充実を図ります。
- 子育て支援事業及び介護保険事業に関する情報の提供、相談・助言を行います。
- 子育て相談員や相談支援センターでの相談事業等の充実を図ります。

[主な担当課] 子育て支援課、高齢福祉課、健康推進課

(2) 地域における人権尊重の環境づくり

市民が人権に関する基本的な知識や考え方を習得し、思いやりのある人権感覚を身につけることができるよう、市民の多様なニーズに応じた学習内容と学習機会の充実を図り、人権教育・啓発の指導者の育成とともに、家庭、地域、学校、事業所などと連携して人権尊重の環境づくりを推進します。

① 人権に関する基本的な知識や考え方の習得を推進します。

- 人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報誌や啓発パンフレット、ホームページなどの資料をはじめ、各種媒体を活用し、市民や事業所に対して人権啓発を推進します。
- 人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座などの開催を推進します。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課、生涯学習課、産業振興課

② 身近で参加しやすい学習機会の提供に努めます。

- 人権ふれあいセンターや公民館などの身近な公共施設における人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。
- 体験型、参加型学習を取り入れるなどの効果的な学習方法を研究し、実施していきます。
- 偏見や差別のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課、生涯学習課

③ 人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成を推進します。

- 人権に関する正しい学習や教育を行うことができるよう、指導者の養成や指導者の資質向上を図る研修・講座等を実施します。
- 専門機関や関係機関、関係団体などとのネットワークを構築します。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課

④ 家庭、地域、学校との連携・協力の強化を図ります。

- 家庭、地域、学校と連携・協力し、市民が地域でのふれあいと支え合いを深め、市民の主体的な相互理解、相互扶助の浸透を図ります。
- 地域における世代間交流を促すことにより、地域全体で人権尊重や支え合いの意識の向上を図ります。
- 参加体験型学習を重視して、人権に対する正しい理解を深めるため、交流やボランティア体験などの人権教育・啓発活動を推進します。
- 人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課、社会福祉課、子育て支援課

2 学校等における人権教育・啓発の推進

○ 現状と課題

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担う学校・幼稚園・保育園などにおける教育（保育）は大変重要です。また、学校等における体罰やいじめなど、権利の主体である子どもに対する重大な人権侵害が課題となっています。

市民意識調査では、人権が尊重される社会の実現のためには、学校や幼稚園・保育園などでの人権教育（保育）の充実と、教育を担う教職員の人権意識の高揚が必要と考える人の割合が高くなっています。人権教育（保育）に当たっては、性的少数者や障がい者などに関する問題について、正しい知識を伝える教育の充実を求める声が高まっています。

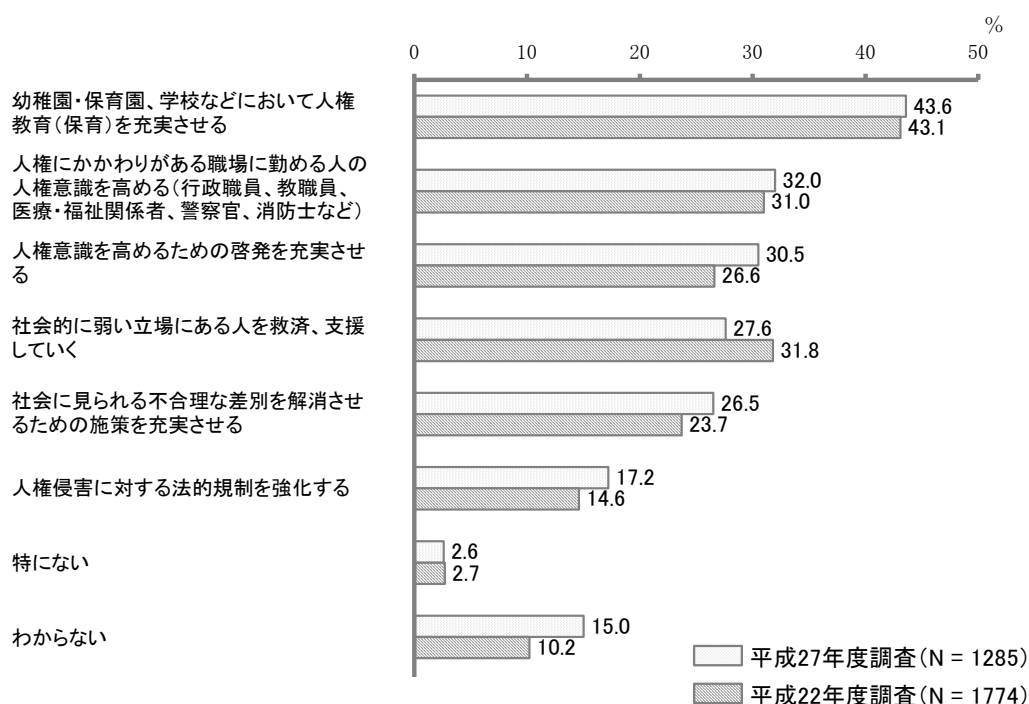
また、学校等での体罰やいじめなどの経験を持つ人が依然としてみられるのが現状です。

一方で、小中学生の人権に関する展示などは、見聞きしている市民が多くなっており、学校外への啓発としても効果が期待できることがみてとれます。

今後も、人権研修の充実等を通じて、教職員の人権意識の高揚を図りながら、学校や幼稚園・保育園などでの人権教育（保育）を充実していくことが必要です。人権教育（保育）に当たっては、社会の情勢を踏まえながら正しい知識を伝えていくとともに、学校での取組を充実し、社会全体の啓発につなげる取組を推進していくことが必要です。また、いじめや体罰等の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備するとともに、人権侵害をしない、させない意識を高める指導の充実が必要です。

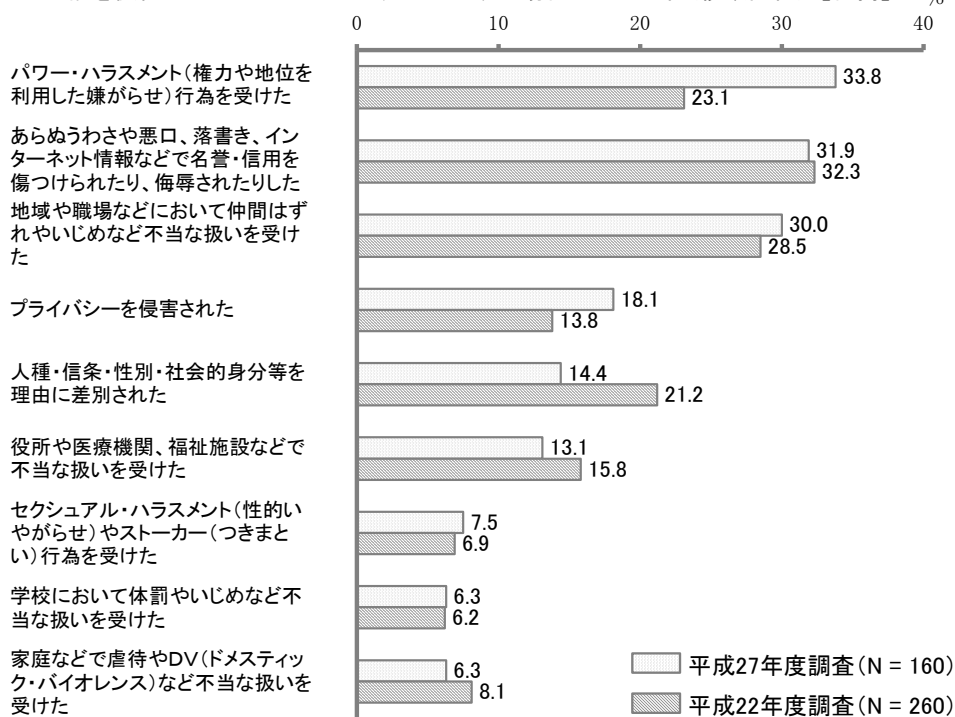
【調査結果】

人権が尊重される社会を実現するためには、特にどのような取組が必要だと思いますか。(複数回答)



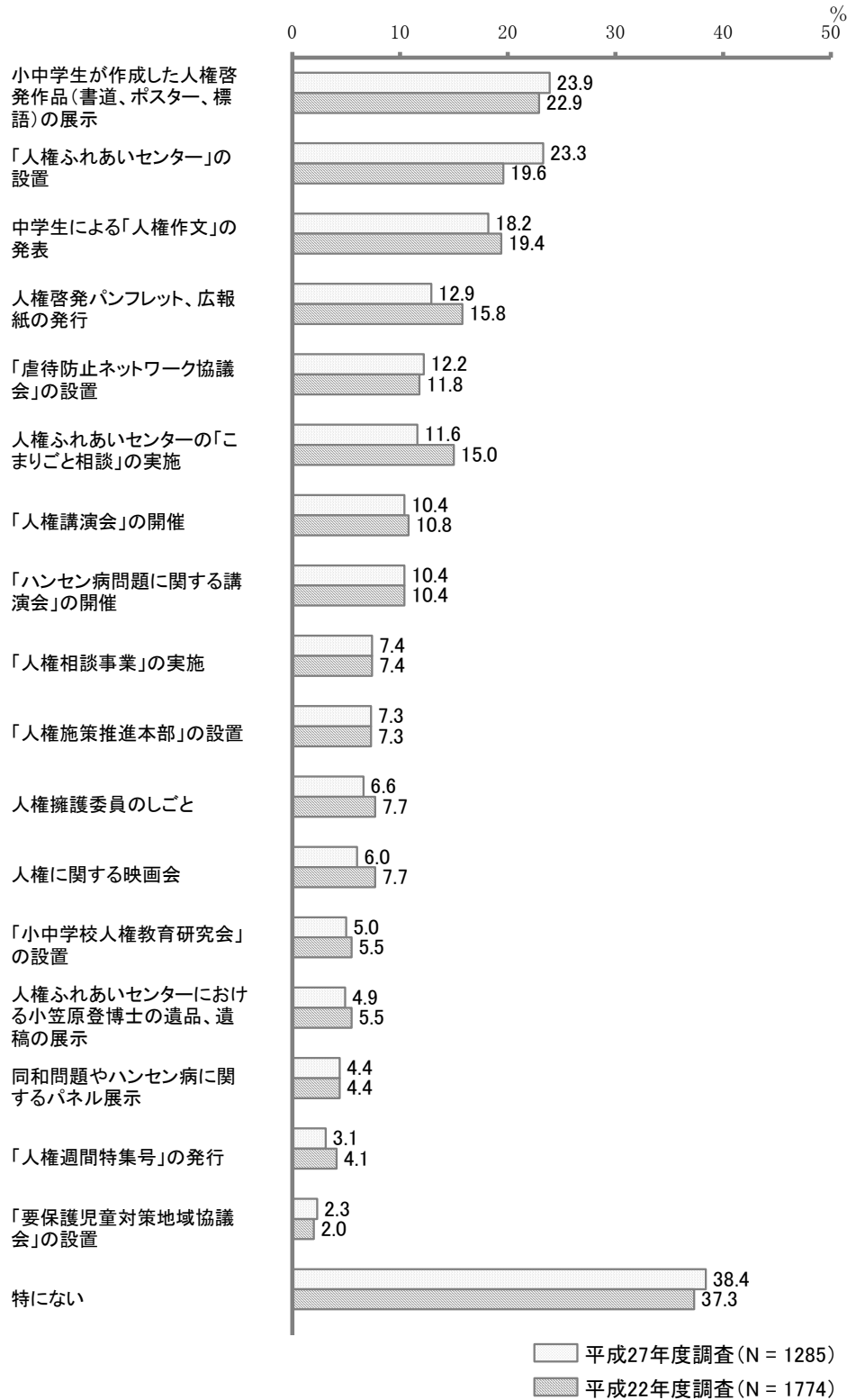
資料： 人権に関する市民意識調査 (平成 27 年度)

自分の人権を侵害されたと思ったのは、どのような場合でしたか。(複数回答)【再掲】



資料： 人権に関する市民意識調査 (平成 27 年度)

本市では、人権問題に関して以下のことを行っていますが、ご存じのものはありますか。(複数回答)



資料： 人権に関する市民意識調査（平成 27 年度）

○ 取組の方向性

(1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実

生命の尊さや価値を知り、他人への思いやりや人権を尊重できる心豊かな子どもたちを育てるため、また、学校における教育活動全体を通して人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげられるよう、すべての子どもの自己実現を目指す人権教育を推進します。

① 就学前教育の充実を図ります。

- 子どもや親が人権尊重意識を高めるようにするために、交流や体験を通して人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。
- 幼稚園、保育園においては、幼児の発達の特性を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。

[主な担当課] 子育て支援課、学校教育課

② 学校教育の充実を図ります。

- 児童生徒が人権問題を自らの問題として考える判断力と実践力を身につけるよう、人権教育の充実に努めます。
- あま市小中学校人権教育研究会の支援や、各学校における人権教育の内容・方法などを取り入れた心の教育の充実に努めます。
- 児童生徒等の発達段階に対応し、教育内容に創意・工夫を凝らした人権教育を充実します。
- 気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法を導入します。

[主な担当課] 学校教育課

③ 児童生徒に対する相談体制の整備を図ります。

- 不登校児童生徒等に対する個別カウンセリングや体験活動、学習活動等を組織的、計画的に行うために、教育相談センターの充実に努めます。

[主な担当課] 学校教育課

④ 人権教育・保育の充実を図ります。

- 人権擁護委員による、人権啓発の充実に努めます。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課、子育て支援課

(2) 教職員・保育士の資質向上を図る研修の充実

学校等における人権教育・啓発を推進する教職員・保育士が人権について理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけることが不可欠であり、専門的な知識や実践的な指導力を高め、自らの資質の向上のための職員研修や人権に関する学習機会の充実を図ります。

① 教職員・保育士の指導力の向上を図ります。

- ・教職員・保育士の資質や力量の向上を図るために、教育アドバイザーの派遣や教員研修の充実を図ります。
- ・今後の定年退職者増加に対応し、若い教職員・保育士の資質・指導力を向上させるため、初任者研修等の研修体制を充実します。
- ・研修などを通じて、教職員・保育士の資質向上を図り、人権尊重の理念などについて、十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。
- ・人権学習に関する指導方法や教材開発を推進します。

[主な担当課] 学校教育課、子育て支援課、生涯学習課

(3) 家庭・地域との連携強化

学校等における人権教育・啓発を効果的に推進するため、家庭・地域との情報を交換し、人権教育・啓発活動に一体となって取り組めるよう、連携の強化を図ります。

① 家庭・地域との連携・協力の強化を図ります。

- ・教育委員会で人材バンクを設置し、地域の人材を登録していただき、各学校において地域人材活用を促進します。
- ・子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。
- ・子どもの人権を守るため、小中学校のいじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導について、関係機関との情報交換・連携を図ります。

[主な担当課] 学校教育課、産業振興課

3 職場における人権教育・啓発の推進

○ 現状と課題

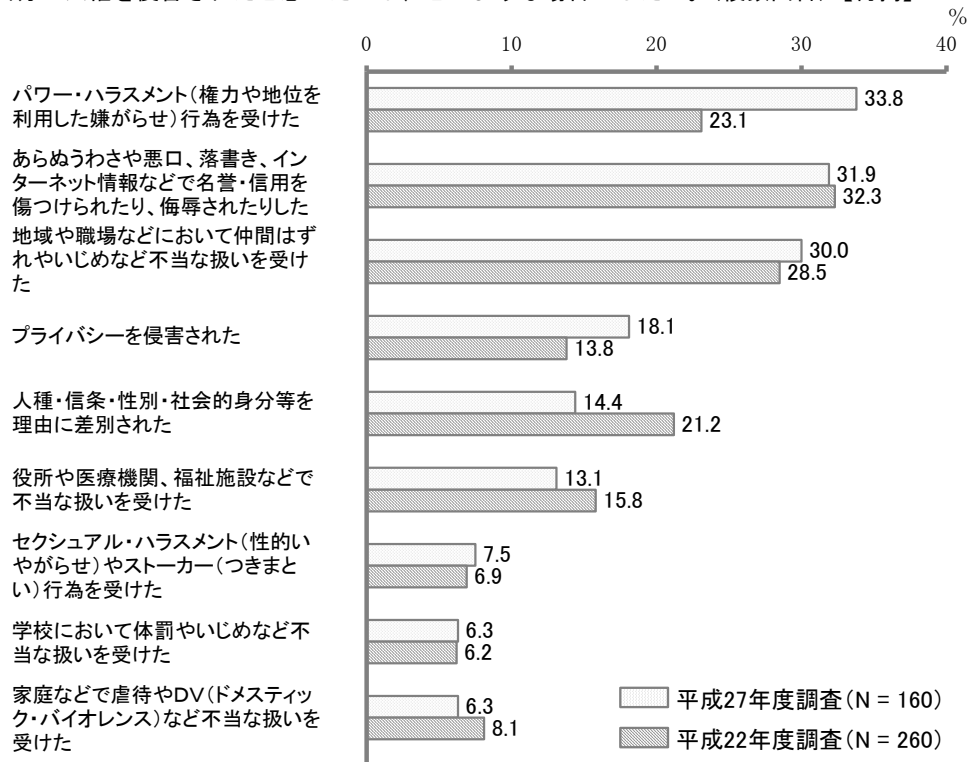
働くことは、一人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つです。また、企業等の事業所は、その事業活動を通じて家庭や地域と深い関わりを持っており、事業活動や職場生活全般において、人権尊重の視点に立ち、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが大切です。

市民意識調査では、人権を侵害されたと感じている人では、パワー・ハラスメントや、職場での仲間はずれやいじめを経験している割合が高くなっています。特に、民間企業の従業員では、人権侵害を感じたことのある人の6割以上が、パワー・ハラスメントを経験しています。また、結婚や出産の際に女性が仕事を続けにくい社会環境や、職場における差別待遇への問題意識が高まってきています。

その一方で、採用時に身元を調査することを当然と感じる人が最も多くなっているなど、雇用や就労の機会を不均等にする意識が根強く残っていることがみてとれます。

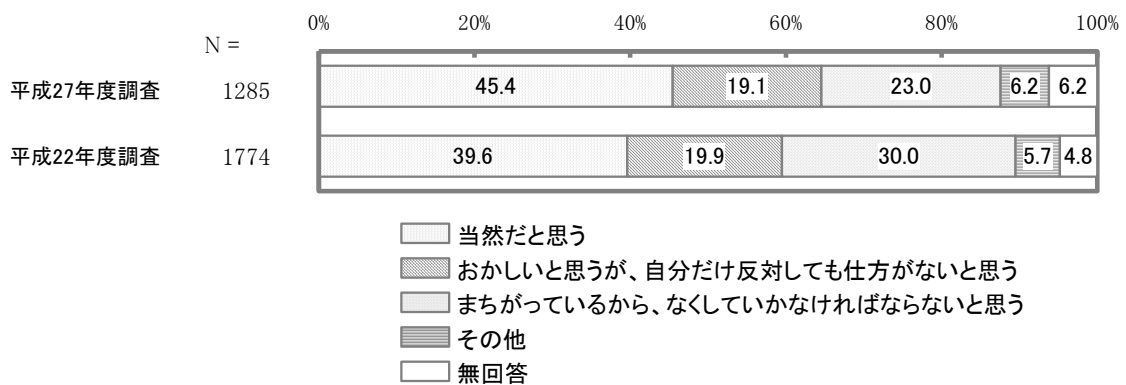
今後、職場において、人権侵害の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備するとともに、啓発活動や教育機会の充実など、人権意識を高めていくことが必要です。また、性別や出自などによらない、雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、様々な事情を持つ人が働き続けられる体制を今後も整えていくことが重要です。

自分の人権を侵害されたと思ったのは、どのような場合でしたか。(複数回答)【再掲】



資料： 人権に関する市民意識調査 (平成 27 年度)

企業が採用選考のときに身元調査をすることについて、あなたはどのように思いますか。(複数回答)



資料： 人権に関する市民意識調査 (平成 27 年度)

○ 取組の方向性

(1) 企業等事業所における人権教育・啓発の充実

企業等においては、コンプライアンス（法令遵守）の取組を取り入れる動きが広まってきており、公正な採用選考を通じた差別のない社会や男女共同参画社会の実現、障がいのある人に対する法定雇用率の達成、高齢者や若年層など就労困難層の雇用、個人情報やプライバシーの保護や環境保護など、人権問題解決の社会的役割と責任を果たすため、企業等の主体的な人権教育・啓発を支援します。

① 企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進・支援します。

- ・企業等に対して研修教材としてのリーフレットなどの作成及び配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。
- ・人権尊重の考え方から、事業所や市民に対して、個人情報の保護や情報管理に関する啓発を行います。
- ・広報誌などにより伝統産業などを紹介します。
- ・商工会との連携に努めます。

[主な担当課] 人権推進課、産業振興課

(2) 雇用の機会均等の確保と働きやすい職場づくり

公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境を整備するよう、労働に関する法令の遵守はもとより、性別による賃金や昇進・昇格などの格差解消を目指し、個人の能力を発揮できる雇用環境の整備を進めます。

① 雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進します。

- ・企業等における人材の採用に当たっては、個人の能力と適正に基づく公正な採用選考の確立を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、周知徹底に努めます。
- ・就労の場における男女共同参画を推進するため、企業等事業所に対して「男女雇用機会均等法」などの周知を図ります。
- ・巡回労働相談や特定社会保険労務士による派遣労働相談を実施します。

[主な担当課] 人権推進課、産業振興課

(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、一般行政職員や教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者は、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められます。特に人権に関わりが深い特定の職業に従事する者に対して、研修やパンフレット配布等による人権教育・啓発の充実に努めます。

① 市職員に対する人権教育・啓発を充実します。

- ・市民の模範となるべき市職員においては、人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、また、地域の指導者となるべき人権感覚を身につけられるよう、研修や学習機会を一層充実します。
- ・より高い人権意識を持って職務に従事できるよう、市職員の講演会などへの参加促進を図り、市民に対して人権尊重を基本とする接遇・市民サービスの提供や個人情報保護の徹底を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、人事秘書課

② 教育関係者に対する人権教育・啓発を充実します。

- ・教職員・保育士が人権尊重に対する理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していくために、職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。

[主な担当課] 学校教育課、子育て支援課、生涯学習課

③ 福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者に対する人権教育・啓発を充実します。

- ・福祉関係、保健・医療関係、消防の業務に従事する者に対して、個人情報や虐待防止など人間の尊厳に対する認識を深められるよう、人権啓発の推進及び職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。

[主な担当課] 社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課、市民病院事務局、安全安心課

4 人権擁護の推進

○ 現状と課題

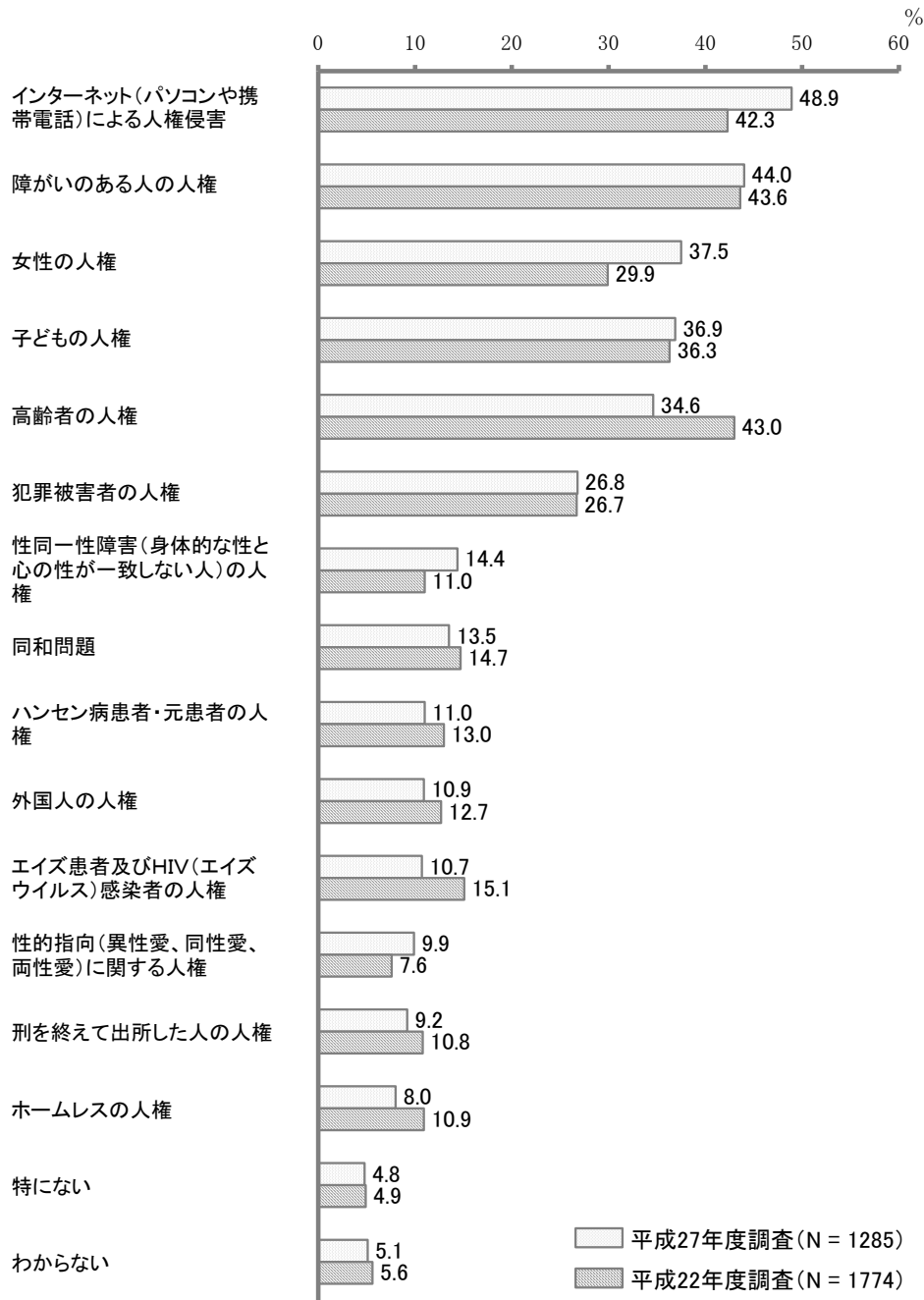
インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができる一方、発信者の秘匿性を悪用し、ホームページの掲示板への基本的人権を侵害する書き込みや、個人情報を暴き立てる行為など、人権侵害や差別を助長しています。市行政の業務の遂行に当たっては、多くの個人情報が収集、利用、管理されており、職員一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、実際に個人情報の保護を実践できることが重要です。

市民意識調査では、日本の社会における重要な人権問題として、インターネットによる人権侵害を挙げる割合が最も高くなっています。次いで、障がいのある人の人権の割合が高くなっています。また、女性の人権では、平成 22 年度市民意識調査と比較すると、7.6 ポイント上昇しています。

こうした状況から、今後は、個人情報保護の体制強化と、プライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発活動を引き続き推進していく必要があります。また、インターネットやプライバシーの問題に対する相談窓口や支援体制を充実するとともに、相談窓口や支援制度の情報の周知徹底を図ることが必要です。

【調査結果】

日本の社会における人権に関わる問題として、重要な問題は、どれだと思いますか。（複数回答）



資料： 人権に関する市民意識調査（平成 27 年度）

○ 取組の方向性

(1) 個人情報保護の体制強化

市民に関する個人情報の適正な収集、利用、管理などを徹底するため、市職員の意識向上や個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めます。

① 市職員の個人情報の取扱いに対するモラル向上に努めます。

- ・市職員が個人情報保護のための意識を高めるとともに、職員研修などで個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。
- ・個人情報の適切な管理体制や、個人情報に関する業務を適切に遂行できるよう、個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めます。

[主な担当課] 総務課、市民課、企画政策課

(2) 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

様々な人権問題に対する悩みや差別の解消に向けて、市民が相談やサービスを利用しやすくなるよう、相談・支援体制を充実します。

① 様々な人権問題に対する相談・支援体制を充実します。

- ・市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。
- ・女性や子どもに関する相談や高齢者・障がいのある人の権利擁護に関わる相談など、それぞれの分野別での相談窓口の充実に向け、相談員の資質向上と相談関係機関との連携を図ります。
- ・DVなどの暴力や虐待の根絶に向けて、関係機関との連携を強化し、相談や一時保護、自立支援などの被害者への支援に取り組みます。
- ・虐待を発見した場合の通報義務について、周知と啓発を行うとともに、虐待対応マニュアルを作成し、関係機関との連携による迅速な対応ができる体制を整えます。
- ・専門機関や関係機関、関係団体などと、あま市虐待等防止ネットワーク協議会のネットワークによる効果的かつ効率的な相談体制の構築を進めます。
- ・多様な人権問題に対して、人権侵害の発生を未然に防ぐための人権教育・啓発活動を充実します。

[主な担当課] 人権推進課、高齢福祉課、社会福祉課、子育て支援課



第4章

重要課題と取組の方向性

1 女性

○ 現状と課題

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。平成 28 年（2016 年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

市民意識調査によると、女性に関する人権上の問題については、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」（61.4%）、「職場における差別待遇（採用、昇格、賃金など）」（46.5%）と、回答した人の割合が4割を超えており、前回の調査に比べ高くなっていることから、仕事と家庭の両立のための社会環境の整備や、男女が共に不平等感を持たない雇用に向けた取組や支援が必要とされています。

また、男女間の暴力に関しては、平成 25 年（2013 年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が改正されました。DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性で、被害が深刻化しやすいとされています。その背景には経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担意識が根強く残る社会構造の問題があります。

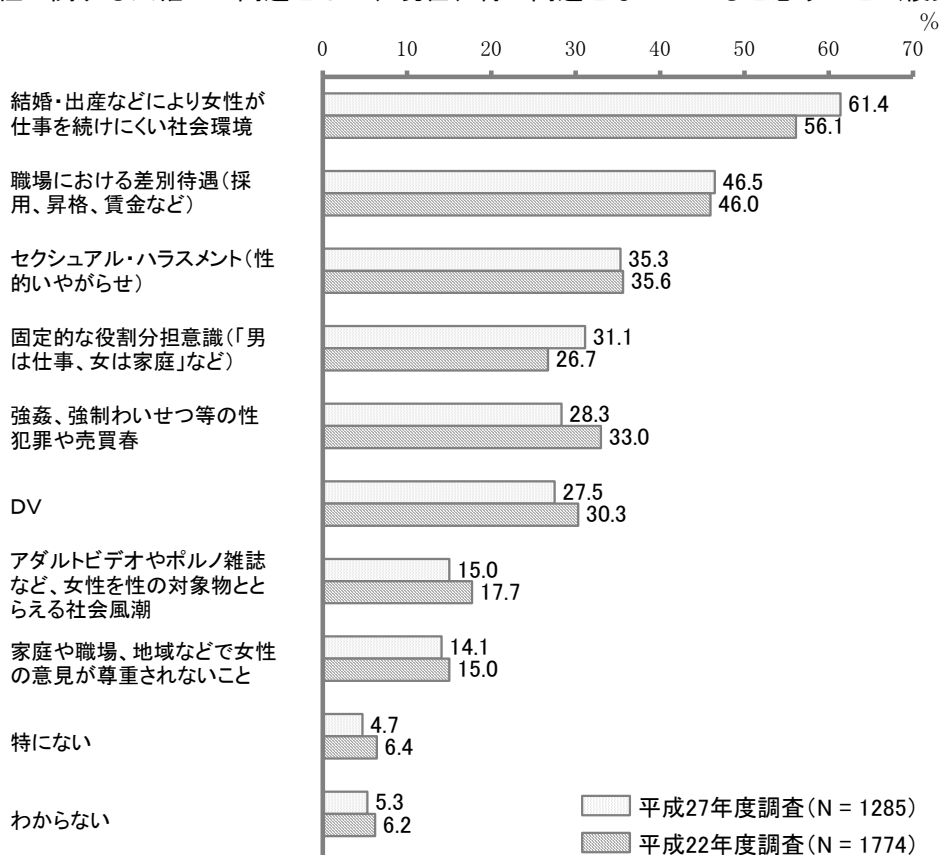
今後は、「あま市男女共同参画推進条例」（平成 24 年（2012 年）4月施行）に基づき、家庭はもとより社会全般において性別による差別を解消し、男女が共に心豊かに生き生きと生活し、その個性と能力を十分に発揮できるような活力にあふれたまちづくりを進めていく必要があります。

女性の人権に関する動向

昭和60年（1985年）6月	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）締結
平成11年（1999年）6月	「男女共同参画社会基本法」施行
平成22年（2010年）12月	「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成24年（2012年）3月	「あま市男女共同参画推進条例」制定
6月	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定
平成25年（2013年）7月	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）改定
平成26年（2014年）1月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）改正
平成27年（2015年）12月	「第4次男女共同参画基本計画」策定
平成28年（2016年）4月	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行

【調査結果】

女性に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

○ 取組の方向性

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画や男女平等の意識の高揚に向けて、生涯にわたる学習及び啓発の充実に努めます。

① 男女共同参画・男女平等の意識を高める学習・啓発を推進します。

- ・「あま市男女共同参画推進条例」の周知を図ります。
- ・男女共同参画が生活の中に定着するために「男女共同参画週間・月間」などの取組を広報紙、パンフレット、ホームページなどの各種媒体により啓発します。
- ・男女共同参画・男女平等を推進する講座やセミナーなど、様々な学習機会の提供に努め、市民への啓発を促進します。
- ・家庭、地域、学校などの中で、固定的な性別役割分担意識を見直し、平等意識の醸成を図れるよう、啓発活動を推進します。

[主な担当課] 人権推進課、生涯学習課

(2) 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり

仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）への啓発とともに、女性の職業能力開発・就労継続への支援など、女性の人権が尊重され、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

① 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進します。

- ・仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備、関係法制度などの広報・啓発、情報提供などについて、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。
- ・仕事と家庭生活の両立に関する相談体制の整備とともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実や、一時預かり、延長保育を充実します。
- ・ひとり親家庭への就業支援を充実します。

[主な担当課] 人権推進課、子育て支援課、産業振興課

(3) 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶に関する啓発活動を促進するとともに、被害者の支援や保護の充実を図ります。

① 女性に対する暴力の根絶に向けて周知啓発します。

- DVやセクシュアル・ハラスメントなど、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくため、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。
- あま市DV防止計画を推進します。

[主な担当課] 人権推進課

② 女性に対する暴力の被害者支援を充実します。

- 女性相談員を中心に、被害者の相談・一時保護・自立支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。
- 被害者の状況に応じて迅速に対応できるよう、関係機関と連携を図り、支援体制の整備充実に努めます。

[主な担当課] 子育て支援課、産業振興課、人権推進課、関係各課

(4) 女性のエンパワーメント※

女性活躍推進法の施行により、今後、男女共同参画によるまちづくりを更に推進していくため、審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。

① 意思決定機関への女性の参画を促進します。

- 審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。
- 男女共同参画に関するセミナーや情報提供を通じ、意識啓発に努めるとともに、地域活動などの意思決定機関への女性の参画、女性リーダーの育成の促進を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、人事秘書課、生涯学習課

※エンパワーメント・・・女性一人ひとりが自分自身を尊重し、自己決定力や仕事の能力、経済力をつけ意思決定の場に参画するなど、あらゆる場面で社会を変革する力をつけていくことをいいます。

② 女性活躍推進法に基づく事業に関する情報提供を充実します。

- ・女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するための取組の情報提供を推進します。

[主な担当課] 人権推進課

(5) 生涯を通じた健康支援

各ライフステージに応じた健康づくりへの支援や相談、各種検診等の充実を図り、生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、必要な支援を推進します。

① 心とからだの健康づくりを支援します。

- ・男女が互いの性差を理解し、健康に過ごすことができるよう、それぞれ特有の病気や健康状態に関する情報提供を行います。
- ・健康な食生活や食育、がん予防に関する生活習慣改善のための知識の普及・啓発を行うとともに、健康教室・健康相談事業等を充実します。

[主な担当課] 人権推進課、健康推進課

② 性差を踏まえた健康づくりを支援します。

- ・女性は妊娠や出産に伴う健康上の問題等、男性と異なる健康上の問題に直面することに留意し、その不安を少しでも取り除くための相談、指導体制を充実します。
- ・女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・治療につなげるため、適切な知識やがん検診の必要性について情報提供、普及啓発を図ります。

[主な担当課] 健康推進課、子育て支援課

2 子ども

○ 現状と課題

現在、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン・携帯電話、携帯ゲーム機などの普及などにより、著しく変化しています。こうした中で、児童虐待、いじめなどの人権侵害や、不登校、ひきこもり、子どもの貧困などの子どもをめぐる問題が深刻化しています。さらに、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもを取り巻く環境はますます悪化しています。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、子育て家庭にかかる経済的負担が増大しているといえます。国民生活基礎調査では平成24年の「子どもの貧困率」は16.3%となっており、約6人に1人が貧困状態とされています。

市民意識調査によると、子どもに関する人権上の問題については、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待」（79.8%）、「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」（63.2%）、「インターネット（パソコンや携帯電話）を使ってのいじめ」（56.9%）が上位に挙げられ、前回調査と同様に、児童虐待やいじめが課題となっています。

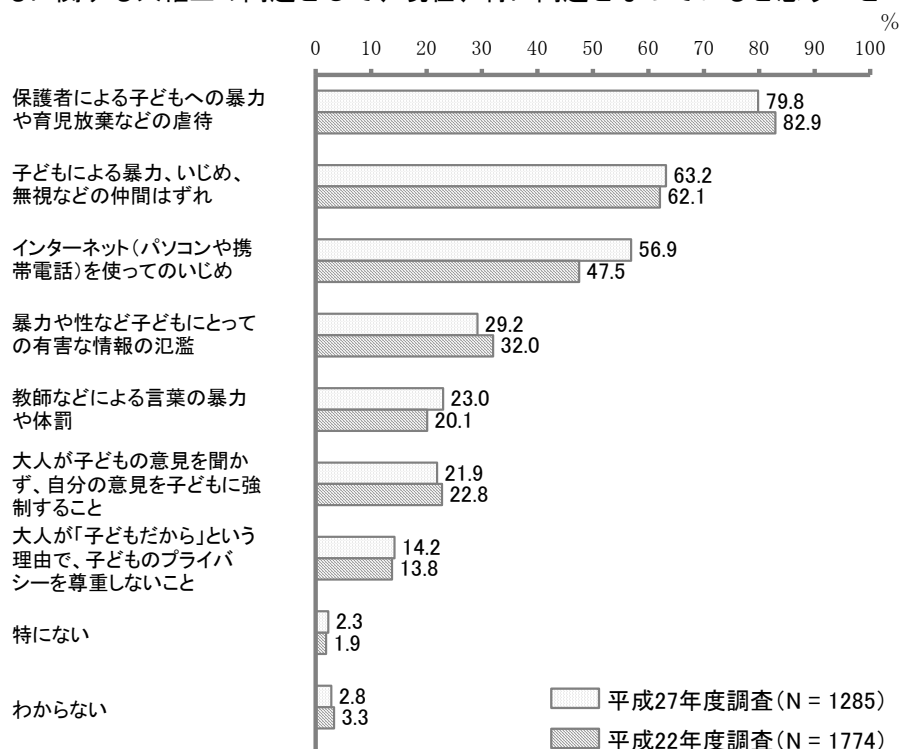
このような状況の中、子どもも一人の人間であるということを認識し、その意見や気持ちを尊重しながら、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題・解決のために相談・支援体制の充実が重要となっています。

子どもは権利の主体であり、大人と共に社会を構成するパートナーです。平成27年（2015年）3月「あま市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの心身の健やかな成長を第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの人権を守るために、家庭、地域、学校などと連携を深め、一体となった取組が必要とされています。

子どもの人権に関する動向	
平成6年（1994年）4月	「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）締結
平成10年（1998年）4月	「児童福祉法」改正
平成11年（1999年）5月	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）施行
平成12年（2000年）11月	「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）施行
平成22年（2010年）4月	「子ども・若者育成支援推進法」施行
平成25年（2013年）9月	「いじめ防止対策推進法」施行
平成26年（2014年）1月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）施行
平成27年（2015年）3月 3月	「少子化社会対策大綱」取りまとめ 「あま市子ども・子育て支援事業計画」策定

【調査結果】

子どもに関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料： 人権に関する市民意識調査（平成 27 年度）

○ 取組の方向性

（1）子どもの権利に関する意識の向上

子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるよう、子どもの権利に関する意識を広く市民に啓発していくとともに、子ども自身の人権意識の向上を図ります。

① 子どもの権利に関する意識の啓発を推進します。

- ・子どもが権利の主体として尊重されるよう、市民に「子どもの権利条約」の趣旨を周知徹底し、啓発活動を推進します。
- ・「児童福祉週間」など、家族がふれあう機会を啓発します。
- ・子育て中の親への情報提供や、就学中の子どもを持つ親を対象とした学習講座など、子どもの人権に関する学習機会を充実します。
- ・子どもの権利を尊重するため、子どもが社会や行政に参画し、その意見をいかす機会の提供に努めます。

[主な担当課] 人権推進課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、企画政策課

(2) 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり

次代を担う子どもの成長過程に応じた適切な子育てを保護者が行うことができるように支援し、子どもの豊かな人間性を育み、健やかに育つ環境づくりを、家庭や地域、学校、子育て支援機関など地域全体が一体となって総合的に推進します。

① 子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

- 子育ての悩みや不安の軽減を図るため、子育て支援センターを中心に、子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供など、子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。
- 子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身につけることができるよう、教育環境の整備を推進します。
- ボランティア活動等、地域への参加活動や自然体験活動の場を提供し、様々な体験と出会いの中で、社会の一員としての自覚を促し、子どもの健全育成に努めます。
- 障がい児を抱える家族の負担を軽減し、健やかな子どもの成長を支援するために、障がい児教育や保育をはじめ、外部等人材の協力による子育て支援を充実します。

[主な担当課] 子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、健康推進課

(3) 人権教育（保育）の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期であるため、子どもの発達段階における人権教育（保育）を推進するとともに、子育て家庭に対する相談・助言を行います。また、子どもの幸せを第一に考えた子育て支援を充実します。

① 人権教育（保育）を推進します。

- 保育所保育指針に基づいて、家庭との連携のもと、人間形成の基礎づくりの時期にある乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で発達段階に応じて、「人権を大切に作る心を育てる保育」の推進に努めます。
- 保育士が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身につけるために、保育士の研修の充実を図り、人権に対する基本的な考え方を保育内容や施設運営にいかすように努めます。

[主な担当課] 子育て支援課、人権推進課

② 子どもの人権を尊重する子育て支援を充実します。

- 子育て支援事業に関する情報の提供及び相談・助言を行います。
- 子どもの幸せを第一に考え、子育て支援サービス及び保育サービスの利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービス提供体制の整備を行います。

[主な担当課] 子育て支援課、人権推進課

(4) 児童虐待の根絶と被害児童支援

児童虐待やいじめ、暴力などの防止に努め、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、これらの問題の予防、早期発見、早期解決に向けた体制づくりを強化します。

① 児童虐待の防止への取組を推進します。

- 児童虐待防止法など、児童虐待予防に関する各種知識の普及・啓発を行います。
- 児童虐待を防止するため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、保健・医療・福祉・学校・警察等の関係機関との連携を充実するなど、早期に発見・対応し、さらに、被虐待児童の適切な保護や家族再統合支援に至るまでの総合的、組織的な体制を推進します。

[主な担当課] 子育て支援課、健康推進課

② いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制を充実します。

- スクールカウンセラーの配置、教育相談センターをはじめとする取組により、いじめや暴力、不登校などの問題について家庭・地域と共に考え、話し合う機会を提供します。
- 引きこもりや不登校への対応については、学校、児童相談所等が連携して地域社会全体で対処するため、関係機関との連携に努めます。
- あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 28 年（2016 年）施行）に基づき、いじめ防止等に向けた取組を推進します。

[主な担当課] 学校教育課

3 高齢者

○ 現状と課題

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化が急速に進展する中、高い就労意欲を有する高齢者が培ってきた知識と経験をいかし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることが重要となっています。そのため、団塊の世代をはじめ高齢者の能力を地域でいかす取組が求められています。

平成18年（2006年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護を必要とする高齢者が増えていることに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの、高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

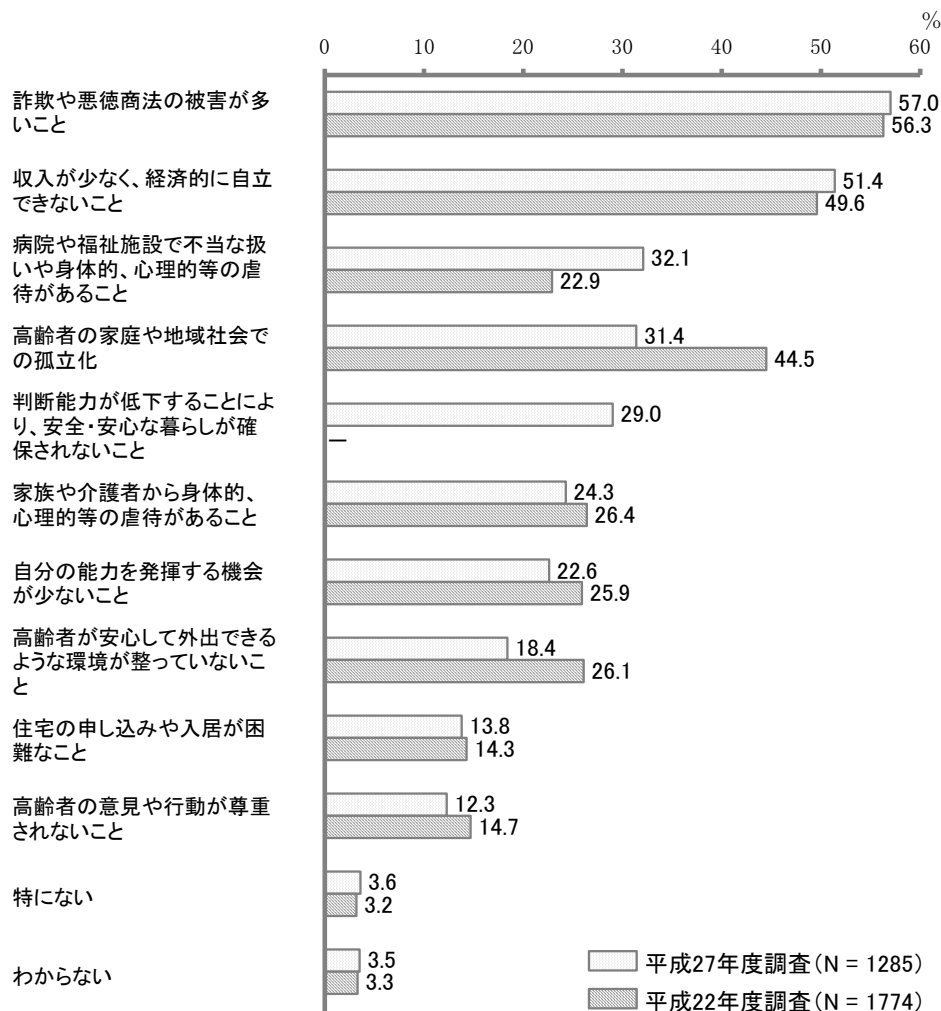
市民意識調査によると、高齢者に関する人権上の問題については、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」（57.0%）、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」（51.4%）、「病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心理的等の虐待があること」（32.1%）が前回調査と同様に上位に挙げられ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりが課題となっています。

高齢者の人権が尊重され、自らの経験と知識を生かし、生きがいと健康づくり、そして地域社会に積極的に貢献できる機会を増やしていくことが必要です。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用、高齢者虐待への対応、悪質商法や詐欺から高齢者を守るための支援など、高齢者の権利擁護を促進するとともに、地域の高齢者の見守り、住民相互の支え合いが求められています。

高齢者の人権に関する動向	
平成18年（2006年）4月	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
12月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行

【調査結果】

高齢者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

○ 取組の方向性

（1）高齢者に対する理解の普及

高齢者の人権についての市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者自身も社会の一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重の意識の普及や高揚を図るための啓発を推進します。

① 高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動を充実します。

- ・市民が高齢者の人権や高齢化についての理解を深めるために、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、ボランティア、市民活動団体とともにパンフレットなどによる啓発を充実します。
- ・認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に対する理解を高めるよう、啓発活動を実施するとともに、認知症サポーターの養成を推進します。
- ・子どもや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を高めます。

[主な担当課] 人権推進課、高齢福祉課、学校教育課

(2) 安心して暮らすための支援

高齢者ができる限り自立した生活が続けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位の福祉・介護サービス等の充実を図ります。

① 利用者本位の福祉・介護サービス等の提供を充実します。

- ・高齢者を介護・福祉・保健・医療など様々な面から支えるため、地域包括支援センターが中心となって、サービス事業者、医療機関、保健センター、社会福祉協議会、ボランティアなどによるネットワークを構築し連携を図ります。
- ・高齢者が安心して生活を送ることができるよう、自立生活の維持、促進のためのサービスを提供するとともに、介護を担っている家族に総合的な支援を図ります。
- ・あま市高齢者地域見守り協力に関する協定など、高齢者世帯等の見守り活動をはじめ、高齢者のための地域に根ざした支援を進めます。
- ・高齢者虐待に対応するためのマニュアルの活用や、虐待防止ネットワークの充実を図ります。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援者等に対する地域の支え合いの体制づくりを推進します。
- ・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

[主な担当課] 高齢福祉課、健康推進課、社会福祉課、保険医療課

(3) 高齢者の生きがい活動への支援

多くの高齢者が生きがいを見だし、生きがいのある生活を持続することができるよう、住み慣れた地域で、様々な分野で活躍できる場所及び機会を提供します。

① 地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援します。

- ・高齢者が培ってきた経験や知識、能力を発揮し、社会参加できる環境づくりを進めるため、高齢者の学習機会及びボランティアなどの活躍の機会を充実します。
- ・老人福祉センター、公民館など身近な場所での高齢者を対象とした生涯学習の場を確保し、地域にあわせた活動や交流ができるよう支援します。
- ・高齢者が生きがいのある充実した生活が送れるよう、シルバーカレッジやスポーツ・レクリエーション活動や各種講座の開催など、生涯を通じて学習できる機会を充実します。

[主な担当課] 高齢福祉課、生涯学習課、人権推進課、スポーツ課

(4) 権利擁護の充実

関係機関によるネットワークを活用した高齢者に対する虐待防止や早期発見、成年後見制度についての情報提供、悪質商法や詐欺の被害を抑止する対策など、高齢者の権利擁護に関する取組を推進します。

① 高齢者に対する権利擁護についての情報提供を充実します。

- ・認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のために、成年後見制度、日常生活自立支援事業など、社会福祉協議会と連携し、高齢者の自立を支援する制度の普及と利用促進に努めます。
- ・高齢者虐待に対応するためのマニュアルの活用や、早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。

[主な担当課] 高齢福祉課、人権推進課

② 高齢者やその家族に対する権利擁護を充実します。

- ・地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談体制を、社会福祉協議会と連携し充実します。
- ・高齢者に関する詐欺や悪徳商法などに関する消費者相談体制を充実します。

[主な担当課] 高齢福祉課、産業振興課、人権推進課

(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、安全で快適に生活ができるよう、愛知県人にやさしいまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

① 高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

- 高齢者が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活ができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共的な建物・道路などの整備を促進し、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

[主な担当課] 都市計画課、土木課

4 障がいのある人

○ 現状と課題

本市では「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画」に基づき、「ともにあゆむ自立支援社会」の構築を目標に、障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して、暮らし、自ら進んで社会活動に参加できるような自立と共生社会の実現を目指しています。

市民意識調査によると、障がいのある人に関する人権上の問題については、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」(52.1%)、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」(45.8%)、「交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」(31.2%)が上位に挙げられ、前回と同様に、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりが課題となっています。

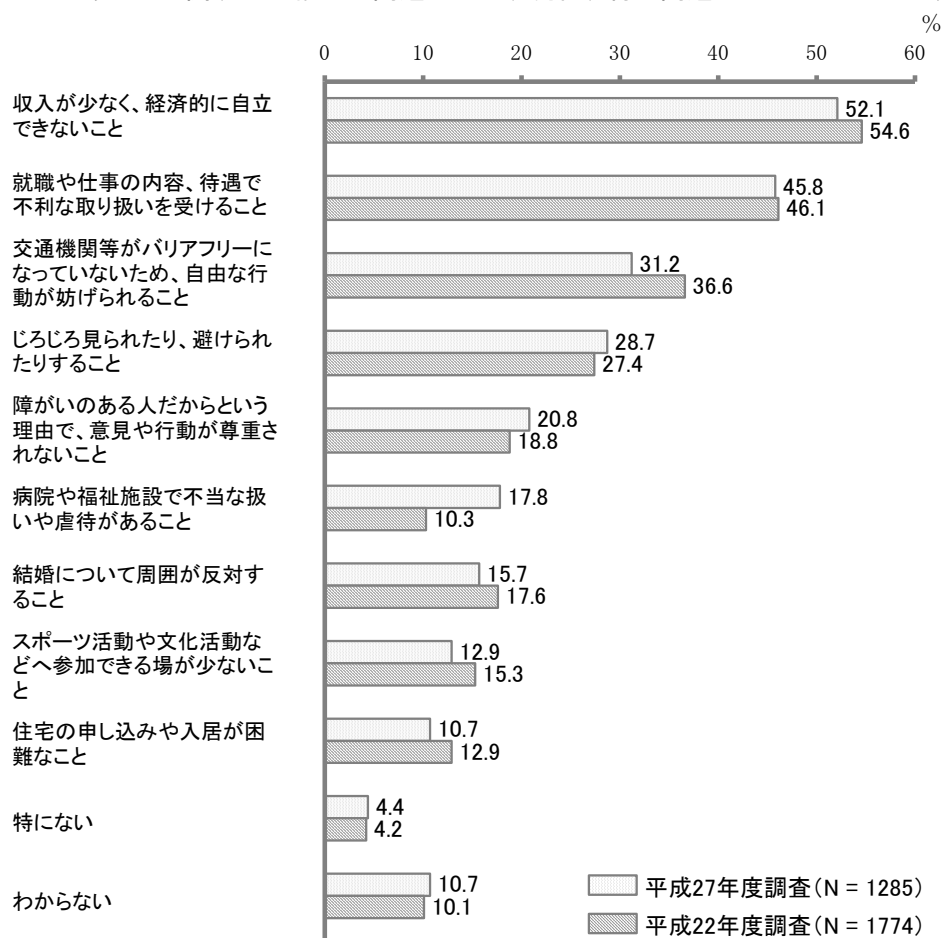
こうした中で、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、行政の制度だけでなく、地域住民や当事者団体、サービス提供事業者、ボランティア、自治会などが協力して行う地域の支え合いとともに、すべてのライフステージにおける施策の充実が重要です。また、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深める必要があります。

障がいのある人の人権に関する動向

昭和45年（1970年）5月	「障害者基本法」施行
昭和50年（1975年）12月	「障害者の権利宣言」国連採択
平成5年（1993年）12月	「障害者基本法」改正法施行
平成14年（2002年）10月	「身体障害者補助犬法」施行
平成16年（2004年）6月	障がいを理由とする差別禁止の規定追加
平成17年（2005年）4月	「発達障害者支援法」施行
平成18年（2006年）12月	「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）国連採択
平成23年（2011年）8月	「障害者基本法」改正法施行
平成24年（2012年）10月	「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行
平成25年（2013年）4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）施行
平成26年（2014年）1月	「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）締結
平成28年（2016年）4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行

【調査結果】

障がいのある人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

○ 取組の方向性

（1）障がいのある人に対する理解の普及

障がいのある人の自立と社会参加を推進し、ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がいのある人に対する理解の普及・啓発を推進します。

① 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発を推進します。

- ・障がいのある人の人権について理解を深めるため、広報誌、パンフレットなどを通じて、市民への啓発を充実します。
- ・障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活することができるよう、ノーマライゼーションの考え方の普及を図ります。
- ・障がいのある人の人権に関する学習機会を充実します。
- ・障害者差別解消法の施行に伴い、障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発を促進します。
- ・広報誌やホームページ等を通じて、障害者差別解消法の周知を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、社会福祉課、学校教育課

② 障がいのある人との交流や体験を通じて、障がいのある人に対する理解を深めます。

- ・障がいのある人に対する理解を深めるために、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や体験活動など、交流、ふれあいの機会を充実します。
- ・障がいのある幼児等との統合保育等を通じ、ともに遊び、学ぶ機会の拡充や、学校教育において福祉実践教室の実施や福祉施設との交流機会の充実を図ります。

[主な担当課] 社会福祉課、学校教育課、子育て支援課

(2) 障がいのある人の地域における自立・社会参加の支援

障がいのある人の地域における自立・社会参加において、雇用・就労、文化、スポーツ・レクリエーション活動は重要であり、障がいのある人の特性に応じた体制整備及び支援を行います。

① 障がいのある人が働きやすい環境づくりと就労機会の確保に努めます。

- ・障がい者雇用の理解促進のため、企業等への障がい者の雇用に伴う各種制度の周知を図ります。
- ・障がいのある人が適切な職業に従事することができるよう、職業訓練・就業あっせんのため、障がい者施設やハローワークとの連携を図ります。
- ・障がいのある人の雇用の促進を図るとともに、継続して就労できるよう、関係機関と連携して支援します。
- ・障がいのある人が、生きがいや社会意識を持って働くことができるよう、障がいの特性に応じた働き方を支援します。

[主な担当課] 人権推進課、社会福祉課

② 障がいのある人の社会参加の機会の提供を支援します。

- ・障がいのある人の社会参加を支援するため、社会福祉協議会と連携し、手話通訳者による窓口対応や派遣等、声の広報などの作成・配布、録音図書・点字図書などの福祉資料の充実を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーション活動等においては、活動に関する情報提供やすべての障がいのある人の特性と興味に応じて参加できる機会や場の提供を支援します。また、障がい者団体の活動を支援します。

[主な担当課] 社会福祉課、スポーツ課

(3) 生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実

住み慣れた地域での自立した生活を支援し、一人ひとりの自己実現に資するよう、個別ニーズに応じた多様な活動の場の充実を図ります。

① 未就学児、就学児、学校等卒業後の活動の場の確保に努めます。

- 就園前や就園できない子どもを対象とした親子通園事業や、未就学児を対象とした児童デイサービス（児童発達支援事業）を活用して、療育支援や発達支援を実施します。
- 学校や特別支援学級における教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、福祉への関心を高める教育を推進します。
- 就学児を対象とした児童デイサービス（放課後等デイサービス）や日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、障がいのある児童生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保に努めます。
- 地域活動支援センターを活用し、障がいのある人が生きがいを見つけられるよう、機能訓練や創作活動の提供などの支援が受けられる場の確保に努めます。

[主な担当課] 学校教育課、社会福祉課、子育て支援課

(4) 権利擁護の充実

障がいのある人が、人としての尊厳を持って生きることができるよう、権利擁護について、関係機関と連携し、啓発活動を推進するとともに、相談・支援事業を充実します。また、障がいによる差別や虐待防止についての取組を充実します。

① 障がいのある人に対する権利擁護についての情報提供を充実します。

- 障がいのある人の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、障がいのある人が利用しやすい人権相談体制を充実します。
- 相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図り、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知や実施体制を整備します。
- 障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。

[主な担当課] 社会福祉課、人権推進課

(5) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して、安全で快適に生活ができるまちづくりを進めます。

① 障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して、安全に暮らせるまちづくりを進めます。

- ・障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、バリアフリーに配慮するとともに、全ての市民に配慮したユニバーサルデザインの公共的な建物・道路などの整備を促進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

[主な担当課] 都市計画課、土木課

5 同和問題

○ 現状と課題

日本社会における歴史の過程の中で形成された部落差別は、いまだに解消されず社会問題として存在しています。言うまでもなく、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。しかしながら、被差別部落出身という理由で、住む場所や仕事（就職）、結婚など生活の様々な場面で差別を受け、人権を侵害されている人たちがいます。

昭和40年（1965年）、国の同和对策審議会は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に係る内閣総理大臣に対する答申の中で、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、「その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけられました。

そして、昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」が施行され、その後33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策を国民的課題として、国及び地方公共団体が一体となって、同和問題の解消に向けて諸施策を講じてきました。

その結果、同和地区の道路の拡幅をはじめとする住環境の整備は一定の成果をあげることができました。

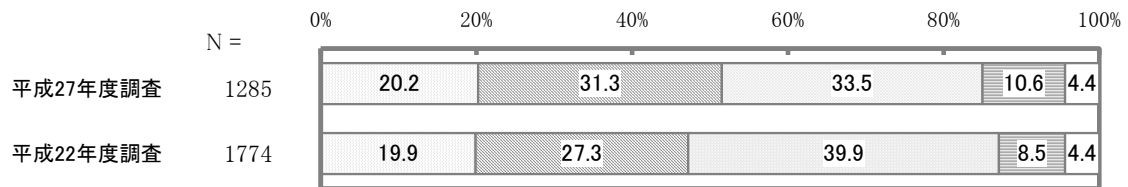
こうした取組により、同和問題は解決されたかに見えますが、同和地区の所在地などを掲載した書籍の発行、販売など、同和地区やその住民に対する差別意識がなお根強く残っており、また、インターネット上での差別事象などは拡大傾向にあります。また、こうした差別の解消を妨げる「えせ同和行為」も問題となっています。

市民意識調査によると、結婚相手を決める時、家柄や血筋を問題にする風習は「当然だと思う」の割合が20.2%となっている一方、「まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」の割合は前回調査に比べ減少しています。これまで積み上げた成果を踏まえ、より一層、市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、同和問題についての理解や認識を広める教育・啓発を推進していくことが求められます。

同和問題に関する動向	
昭和44年（1969年）7月	「同和対策事業特別措置法」施行
昭和57年（1982年）4月	「地域改善対策特別措置法」施行
昭和62年（1987年）4月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地对財特法）施行

【調査結果】

結婚相手を決める時、家柄や血筋を問題にする風習について



- 当然だと思う
- おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方ないと思う
- まちがっているから、なくしていかなければならないと思う
- その他
- 無回答

資料： 人権に関する市民意識調査（平成 27 年度）

○ 取組の方向性

(1) 人権・同和教育及び啓発の推進

同和問題の歴史的背景などに関する教育・啓発に努めるとともに、市民参加のあらゆる機会を通して人権・同和教育及び啓発活動を推進します。

① 差別意識の解消に向けて啓発活動を推進します。

- ・ 同和問題に対する市民の正しい理解を深め、差別意識を解消するよう、啓発資料の作成及び情報提供の充実を図ります。
- ・ 同和問題についての学習機会の提供を充実します。
- ・ 国や県、他市町村と連携して人権尊重や同和問題についての情報収集と正しい知識の周知を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課

② あらゆる場を通じた人権・同和教育及び啓発活動を推進します。

- ・ 学校教育や社会教育における人権・同和教育を進めるために、教職員等を対象とした人権研修の充実を図ります。
- ・ 行政、学校、地域などが連携し、人権教育に関する研究指導資料や市民向けの啓発資料を作成して、効果的な教育・啓発活動の一層の充実に努めます。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課

(2) 人権ふれあいセンターの有効活用

人権意識を高めるための学習や交流活動の場として、人権ふれあいセンターの活用を図ります。

① 人権ふれあいセンターにおける学習・交流などの取組を充実します。

- ・人権に関する学習や交流活動を充実させ、地域住民の福祉や文化の向上を図ります。
- ・人権に関する調査・研究を進めるとともに、人権意識の高揚と啓発を図るため、各種講座の開催と情報発信を充実します。
- ・地域住民の生活全体を踏まえた生活相談など、地域福祉推進の拠点として、人権ふれあいセンターの利用促進を図ります。

[主な担当課] 人権推進課

(3) 「えせ同和行為」の排除

同和問題を解決する上で大きな阻害要因となっている、えせ同和行為の排除のため、関係機関との情報交換や連携に取り組めます。

① えせ同和行為排除を推進します。

- ・同和問題に対する誤った意識を持つことや誤った対応をなくすために、えせ同和行為についての周知を図ります。
- ・えせ同和行為に遭遇した場合に適切な対応をとることができるよう、研修や啓発を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、相談窓口や支援体制の周知に努めます。

[主な担当課] 人権推進課

6 外国人

○ 現状と課題

経済をはじめとする様々な分野でボーダレス化、グローバル化の流れは地方にも及んでいます。リーマンショックに端を発した経済不況により、近年、製造業に携わる外国人が大きく減少しているものの、現在でも多くの外国人が日本で暮らしています。

そのような中で、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否や、一部の外国人の不法就労や犯罪などで市民が外国人に対して防犯上の不安を抱くことにより、外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されます。また、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していく上で、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や、外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。そのような中で、平成 28 年（2016 年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動の解消のための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

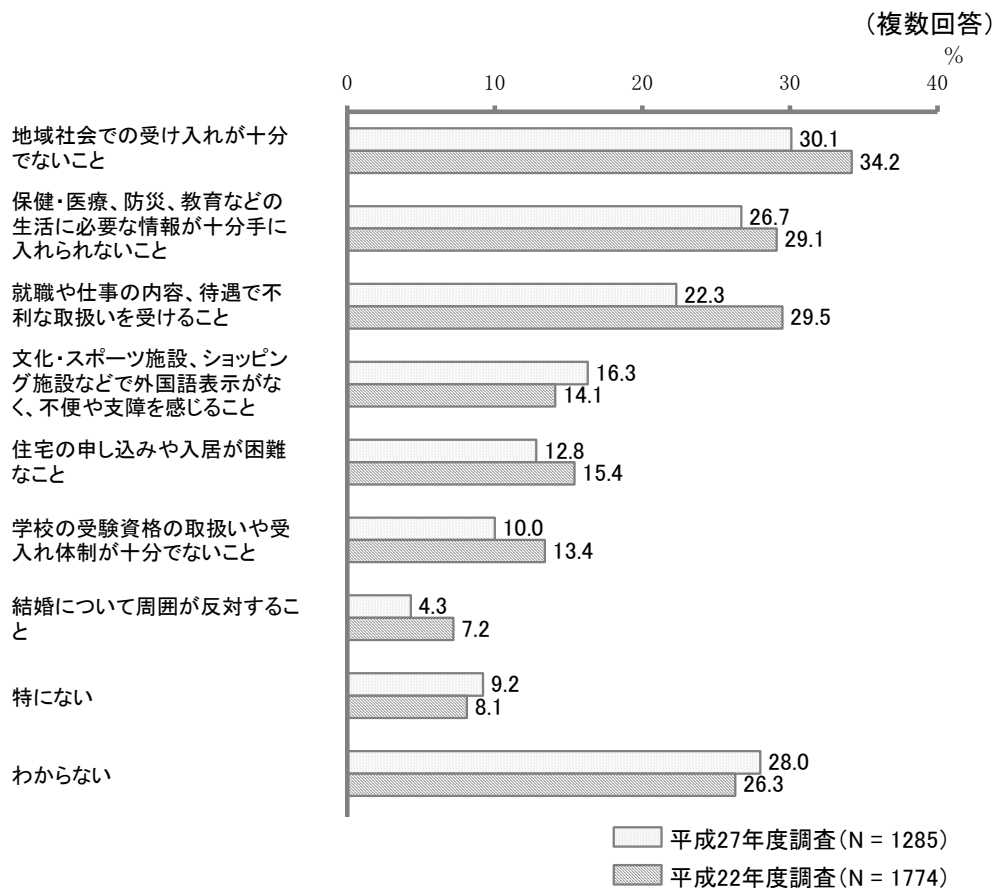
市民意識調査によると、日本に居住している外国人に関する人権上の問題については、「地域社会での受け入れが十分でないこと」（30.1%）が最も高く、地域における共生社会の形成が課題となっています。また、「保健・医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分手に入れないこと」（26.7%）、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」（22.3%）、も前回と同様に上位に挙げられ、外国人の社会保障も大きな課題となっています。

こうしたことから、在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発とともに、市民が異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育てていくことができる環境をつくり、国籍や文化の違いにかかわらず、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会を進める必要があります。

外国人の人権に関する動向	
平成18年（2006年）3月	「地域における多文化共生推進プラン」策定
平成24年（2012年）7月	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行
平成28年（2016年）6月	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行

【調査結果】

日本に居住している外国人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと



○ 取組の方向性

(1) 多文化共生社会の推進

多文化共生社会の実現と外国人に対する偏見や差別の解消に向け、国際理解の浸透に向けた教育の充実を図るとともに、外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発の推進や地域の国際交流活動へ多くの市民の参加促進を図ります。

① 多文化共生社会を推進するための機会を充実します。

- ・日本人及び外国人が互いの文化を学び、交流する機会を充実します。
- ・外国人との交流を促進するため、あま市国際交流協会をはじめ、民間団体主催の交流事業や、外国人のための日本語教室等の開催の支援に努めます。

[主な担当課] 企画政策課、生涯学習課

② 在住外国人児童・生徒への教育環境を充実します。

- ・各教科、総合的な学習などの学校教育活動を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を育成します。
- ・在住外国人児童・生徒に対して日本語の指導をはじめ、適切な支援を図ります。

[主な担当課] 学校教育課

(2) 在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくり

在住外国人が地域の一員として受け入れられ、安心した生活を送れるよう、外国人に対する情報提供や相談支援を充実するなど、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

① 在住外国人への情報提供や相談支援を充実します。

- ・防災マップや生活便利帳など市民サービス、住まいや生活について、市の広報物やホームページにおける多言語による情報提供及び相談支援の充実を図ります。
- ・市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。
- ・相談時において関係情報を入手します。

[主な担当課] 企画政策課、人事秘書課、人権推進課

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

○ 現状と状況

「らい予防法の廃止に関する法律」（平成8年（1996年））の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）（平成21年（2009年））の施行等を通して、人々の偏見と差別を払拭し、ハンセン病患者（元患者）が地域社会と交流を深めながら自立した社会生活を送ることができるよう、法律に基づく取組が進められています。ハンセン病やHIV（エイズウイルス）をはじめとする感染症などについては、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が重要です。

市民意識調査によると、エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題については、「偏見により差別的な言動を受けること」（36.3%）、「就職や職場で不利な取扱いを受けること」（29.4%）が前回と同様に、上位に挙げられています。ハンセン病患者（元患者）に関する人権上の問題については、「怖い病気といった誤解があること」（28.9%）、「偏見により差別的な言動を受けること」（25.4%）、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」（24.8%）、が上位に挙げられています。しかしエイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者（元患者）に関する人権上の問題ともに「わからない」という回答が最も高く、認識の低さがうかがわれます。

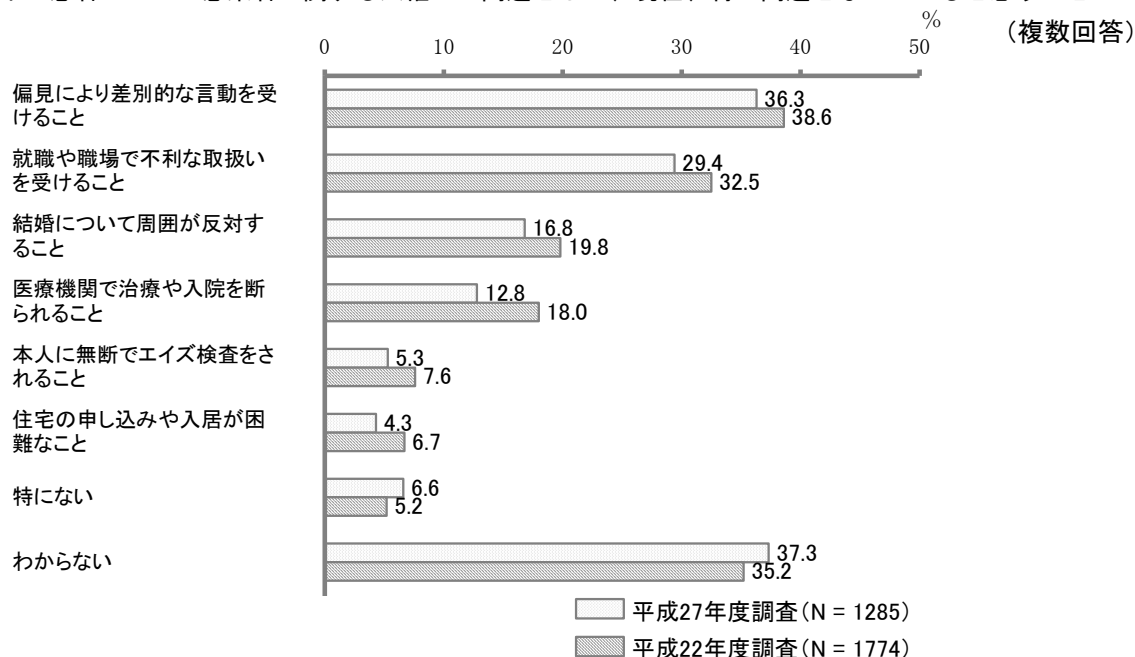
このようなことから、感染症に対する理解や認識の不足に対して、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及や啓発活動が必要です。

HIV感染者・ハンセン病患者等に関する動向

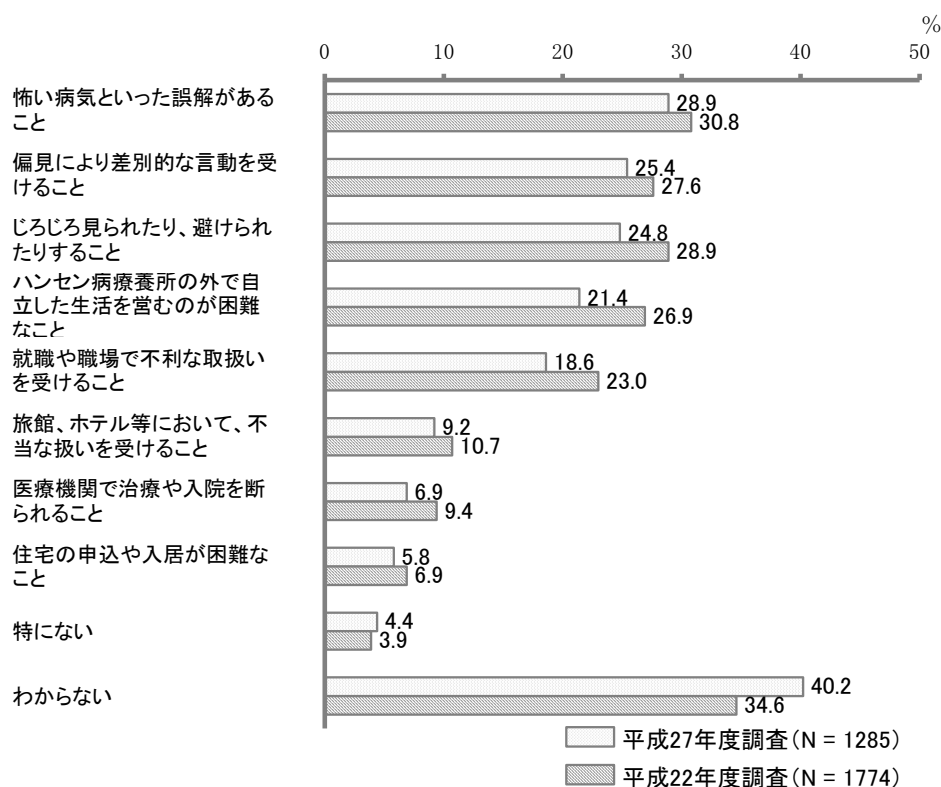
平成8年（1996年）4月	「らい予防法の廃止に関する法律」制定
平成11年（1999年）12月	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
平成21年（2009年）4月	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）施行

【調査結果】

エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと



ハンセン病患者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと (複数回答)



○ 取組の方向性

(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

ハンセン病やHIV感染症などについての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者（元患者）やHIV感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を行います。

① 感染症に対する正しい知識の普及に努めます。

- HIV感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別を解消し、エイズやHIV感染に対して正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。
- ハンセン病患者（元患者）に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。
- ハンセン病問題に関する講演会や啓発ビデオの貸出し、学習機会の充実を図ります。
- 「ハンセン病を正しく理解する週間」、「世界エイズデー」の周知・啓発を図るとともに、レッドリボン（エイズに対して偏見を持たず、エイズとともに生きる人を差別しないという証）により感染症の偏見や差別意識の解消に努めます。

[主な担当課] 人権推進課、健康推進課、学校教育課

(2) 感染症発症の予防と健康づくりの支援

保健・医療の連携を図り、感染症に対する予防教育を実施するとともに、健康づくりを支援します。

① 感染症発症の予防と健康づくりを支援します。

- 感染症の予防に向けて、感染症に関する知識の普及啓発、自己管理の徹底とそのため予防教育の充実を図ります。
- 保健所、医療機関との連携によって、予防対策、健康づくりの支援や各種検診・健康診査、早期発見及び治療に向けた取組の充実を図ります。
- 感染症患者やその家族の不安や悩みなどに対して、各種相談・支援体制の連携強化を図ります。

[主な担当課] 健康推進課

8 性的マイノリティ

○ 現状と課題

我が国では、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が平成 16 年（2004 年）7月に施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。さらに、平成 20 年（2008 年）に同法を改正し、性別変更できる条件を「現に子がないこと」から「未成年の子がないこと」に緩和されました。

しかし、性的マイノリティ（LGBT等）※に対する知識や理解はまだまだ低い中、偏見や差別の壁に苦しむ人々がいます。

市民意識調査によると、性的マイノリティに関する人権問題については、「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」（30.4%）、「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」（23.0%）、「本人の意思に反して「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」（21.2%）が上位に挙げられ、性的マイノリティに対する周知・啓発を行っていくことが求められています。

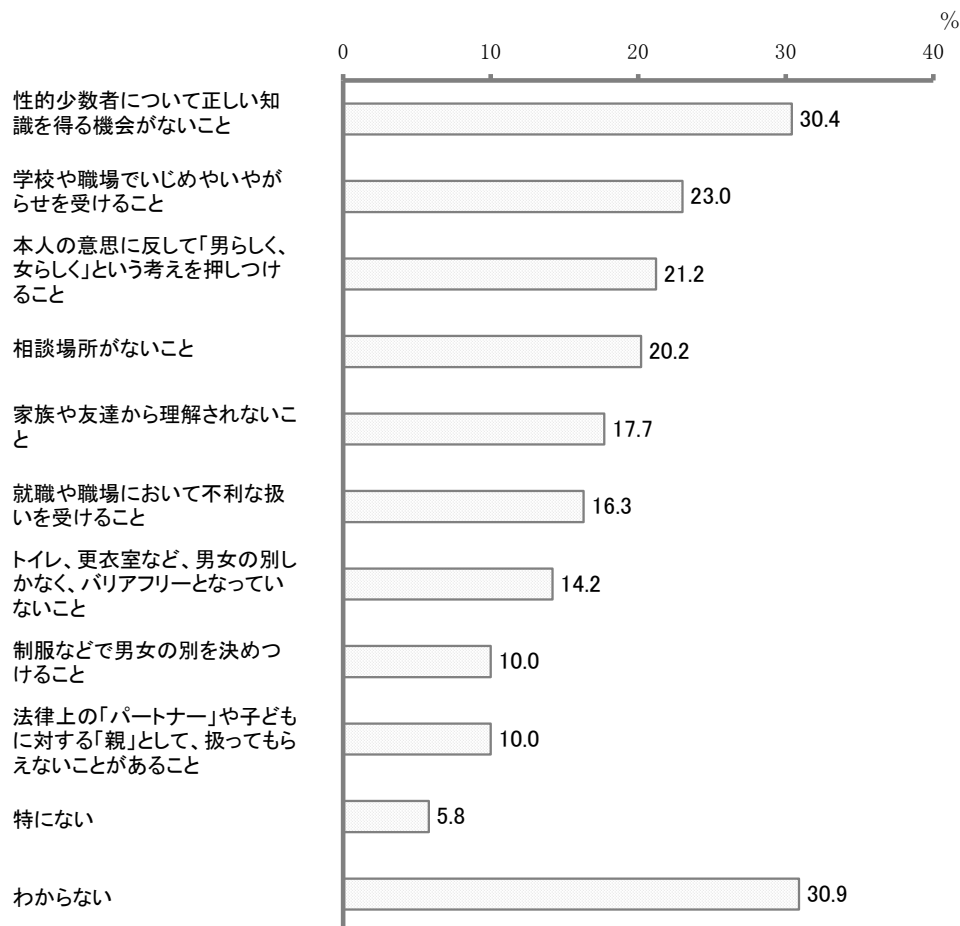
今後は、アンケート調査票における多様な性に対応した表記方法の検討など、生活における様々な面で多様な性のあり方を受け入れる社会に向けた取組が必要とされています。

性的マイノリティの人権に関する動向	
平成16年（2004年）7月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）施行
平成20年（2008年）6月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）改正法施行

※性的マイノリティ（LGBT等）・・・LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル（両性愛）、トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人））や、自分を男女どちらとも思わないXジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシュアルなどを含みます。

【調査結果】

性的マイノリティに関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

○ 取組の方向性

（1）性的マイノリティ（LGBT等）の理解の推進

性別による固定的な役割分担意識等をなくし、性的マイノリティなど多様な性への理解を深めるための啓発活動に努め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる人権啓発に努めます。

① 性的マイノリティ（LGBT等）への理解の促進

- 性的マイノリティ（LGBT等）に関する情報提供や学習機会を通じて意識啓発を図るとともに、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を推進します。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課

9 インターネットによる人権侵害

○ 現状と課題

インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができる一方、発信者の秘匿性を悪用したホームページの掲示板への基本的人権を侵害する書き込みは、差別を助長しています。

市民意識調査によると、インターネットによる人権侵害の問題については、「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷したりする表現を掲載すること」(67.9%)、「個人情報などが流出していること」(57.7%)、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」(54.2%)が前回調査と同様に、上位に挙げられ、発信者の秘匿性を悪用した問題に加えて個人情報管理の問題も挙げられています。

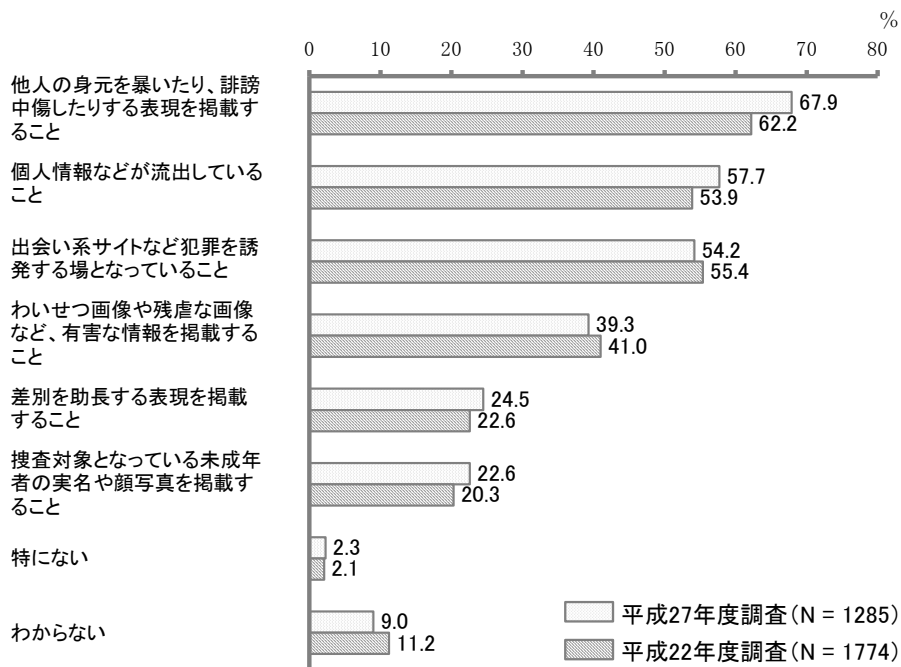
こうしたことから、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。また、インターネットを利用する人、しない人などにより情報格差が発生しないよう、情報提供を充実するとともに、インターネット上でのモラルなどについて正しい知識や理解を深める学習機会の充実が必要です。さらに、インターネット利用者の低年齢化が進んでおり、子どもたちへの指導、教育が重要となっています。

インターネットによる人権侵害に関する動向

平成14年(2002年)5月	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任法)施行
平成15年(2003年)5月	「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)施行
平成20年(2008年)12月	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)改正法施行
平成21年(2009年)4月	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)施行

【調査結果】

インターネットによる人権侵害の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料： 人権に関する市民意識調査（平成 27 年度）

○ 取組の方向性

(1) インターネットによる人権侵害の防止対策

インターネットの正しい利用と、個人のプライバシーを守るための教育・啓発活動を推進します。

① インターネットの正しい利用を啓発します。

- ・ 市民一人ひとりが個人のプライバシーなどを守ることの重要性や、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい知識と認識を広げるための教育・啓発活動を推進します。
- ・ 児童・生徒・保護者に対してパソコンや携帯電話を利用する場合における正しい利用方法や、個人の責任に関する指導を行います。
- ・ インターネットによる人権侵害に対しては、法務局をはじめ関係機関との連携・協力を図り、プロバイダなどに対する申入れなどの適切な対応に努めます。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課

(2) 情報格差が生じない社会づくり

インターネットなどが普及する中で、インターネットなどの利用が困難な人に対する情報提供を充実します。

① 誰もが平等に情報を得られるよう、情報提供を充実します。

- ・ 紙媒体など、様々な媒体を活用した情報提供を図ります。
- ・ 視覚障がいなどに配慮した大きな文字など、わかりやすい情報提供に努めます。
- ・ 障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた情報提供を図るとともに、支援機器の紹介を行います。

[主な担当課] 企画政策課、社会福祉課

10 様々な人権問題

○ 現状と課題

これまでに取り上げた以外にも、我が国ではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、ホームレスなどに対する偏見や差別、また、北朝鮮当局による拉致被害、人身取引被害などの人権問題があります。

私たちの社会は実に多様な人々が共に暮らしています。私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、様々な人権問題について理解を深める必要があります。また、様々な状況で人権が脅かされる可能性があり、それぞれの問題の状況に応じて、その解決に資する人権教育・啓発に関する取組が必要です。

様々な人権問題に関する動向	
平成9年（1997年）7月	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法、アイヌ新法）施行
平成14年（2002年）8月	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）施行
平成18年（2006年）6月	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）施行

○ 取組の方向性

（1）様々な人権問題に対する正しい理解の普及

人権に関するその他の問題や新たに発生する問題等について、市民が正しく理解することができるよう、本計画の趣旨に沿って情報の収集・把握をし、正しい理解の普及・啓発に努めます。

① 様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発を推進します。

- ・ 様々な人権問題に関する研修会や講座による学習機会の提供を図るとともに、広報紙やパンフレットなどによる啓発活動の充実を図ります。
- ・ 社会情勢の変化により新たに発生する人権問題について、関係機関と連携して、情報収集・把握を行います。
- ・ 人権に関する市民意識調査をはじめ、市民の人権に対する意識や関心について把握するために、調査等を行います。

[主な担当課] 人権推進課、関係各課



第5章

計画の推進

1 基本姿勢

人権に関わる個別の課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市政全般にわたって人権に関わる施策を総合的に推進します。

本市においては、職員が人権問題を正しく理解するための人権教育・啓発を推進し、職員は常に人権に配慮した職務の遂行に努めます。

また、市民が人権問題を自分自身の問題として捉えられるよう、家庭、地域、学校、事業所などのあらゆる場において、人権施策を推進します。

2 推進体制

市民の人権尊重の意識を高め、本計画を効果的に推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に、関係部局相互の連絡調整を図り、横断的・総合的に取り組むための連携・強化を図ります。

さらに、人権施策の推進が広範な取組として展開されるよう、国・県などの関係機関と連携・協力を図ります。市内の各種団体などに対しては、本市における人権施策の取組への協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。

3 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとして推進するために、人権問題に深く関わる関係者などで構成される「あま市人権施策推進審議会」、関係各課で構成する「あま市人権施策推進本部」において、事業実績報告及び実施計画を策定し、適切な進行管理を行います。

また、本計画に掲げた内容については、取組の進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、定期的（5年をめど）に行う市民意識調査などを活用しながら、課題や取組内容を見直し、本計画の内容の充実を図ります。

図 計画の進行管理

